

資料 1－2 (見え消し)

教育データの利活用に関するガイドライン

令和 4 年 12 月

埼玉県戸田市

(令和 6 年 ● 月 一部改訂)

※図の差し替えについては、見づらくなるため見え消しとしていない点に留意。

※一部の脚注番号が削除となったことに伴い、それが生じているが、原案確定後、ドキュメント内のすべての変更を反映することで連続番号になる。

目次

I.	はじめに	33
II.	教育データ利活用の基本的な方針	76
1.	教育は技術に優先する	87
2.	差別的取扱いの禁止等	87
3.	内心の自由の保障等	87
4.	教育の機会均等と水準の維持向上	98
III.	教育データ利活用に際しての具体的措置	109
1.	データガバナンス体制の確立	109
(1)	総括管理主体	110
(2)	保有・管理主体	1413
(3)	分析主体	1514
(4)	活用主体	1614
2.	安全管理措置の実施	1615
(1)	組織的安全管理措置	1716
(2)	人的安全管理措置	1816
(3)	物理的安全管理措置	1817
(4)	技術的安全管理措置	1917
3.	関係者に対する丁寧な説明等	2018
(1)	利用目的の丁寧な説明	2018
(2)	学校現場におけるデータ利活用の文化醸成	2219
(3)	幅広い市民・世論の理解の醸成	2321
(4)	開示請求等があった場合の対応	2624
4.	データベースの構築・運用の在り方	3328
(1)	想定されるユースケース	3328
(2)	データベースに実装すべき機能	3833
(3)	データベースに搭載するデータの対象年度	4034
(4)	データベースに搭載するデータの保存期間	4136
(5)	卒業等に際してのデータの取り扱い	4237
(6)	データベースの活用	4338
IV.	今後の方向性	4641
1.	教育データ利活用の方向性	4641
2.	施策の充実の方向性	4843
V.	おわりに	5246
	参考資料	5448

I. はじめに

戸田市教育委員会においては、平成27年度（2015年度）より、産官学民と連携した教育改革として「SEEP¹プロジェクト」を推進してきたが、その大きな柱の1つがEBPM²である。

本市教育委員会では、学校村・教育村に瞭然と横たわる課題である「3K」（経験、勘、気合い）のみで互いに納得し合ってしまう文化を変えたい。個人的な経験や考えのみに左右されることなく、データ等を基にアカウンタビリティを確保するとともに、それらが暖かみを持ちながら人の判断をサポートする教育を進めたい。そう長く考えてきた。

このような思いから、令和元年（2019年）6月には、データ等を基に、教師の匠の指導技術や子供の学びのプロセス、または子供の発する微細なSOSを外化（可視化、言語化、定量化）することで、暗黙知を形式知に変換し、蓄積された教育財産の共有・伝承をしていくことなどを目指して「教育政策シンクタンク」（以下「シンクタンク」という。）を設置³し、産官学民との連携の下、様々な研究を実施してきた。

また、令和3年度（2021年度）には、教育経済学や学習科学、経済学、教育工学、個人情報保護、スクールコンプライアンス等の分野の有識者から構成されるアドバイザリーボードをシンクタンクに設け、後述の「教育総合データベース」（以下「データベース」という。）について、構想段階での検討を行ってきた。

こうした中、令和3年（2021年）9月には、政府にデジタル庁が、令和5年（2023年）4月にはこども家庭庁が、それぞれ政府に創設され、個人情報の適正な取扱いを確保の上、地方公共団体における、個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保育・福祉・医療等などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に真に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、対するニーズに応じたプッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる活用する際の課題等を検証する「こどもの各種データの連携に係るによる支援実証事業」（以下「実証事業」という。）が、同序の令和3年度補正予算に計上された。このよ

¹ Subject（教科教育）、EdTech（Education×Technology）、EBPM（Evidence-Based Policy Making）、PBL（Project-Based Learning：課題解決型学習）のアクロニムを指す。

「SEEP」には、「浸透する」や「薰習（くんじゅう）」という意味がある。

² Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案。

³ 令和元年6月19日教育長決裁

うな中で、本市のデータベース事業⁴が令和4年度（2022年度）はデジタル庁に4月、令和5年度（2023年度）はこども家庭庁に、それぞれ実証事業の実施団体の1つとして採択された。

本市がデータベース構築を通して目指すのは、誰一人取り残されない、子供達たち一人一人に応じた支援の実現である。それに向けて、（1）不登校等に係る子供達たちのSOSの早期発見・支援⁵、（2）貧困・虐待等の困難を有する子供達への支援⁶、（3）学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック⁷、を具体的な活用イメージとしつつ、教育委員会及び市長部局に分散している子供に関するデータについて、教育分野を軸にしたデータベースを整備し、検証を行っていくこととしている。

⁴ 事業の詳細については、市役所ホームページ
(<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-sougou-db.html>)「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」「教育総合データベース構築事業」計画書」(アドバイザリーボード（第2回）参考資料5)()や、「教育総合データベースの検討状況について」(アドバイザリーボード（第3回）資料1-1)()に隨時掲載される最新の情報を参照。

⁵ 不登校、いじめ等に関し、子供達たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができるいか。

⁶ 上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供達や家庭への支援につなげることができないか。

⁷ 困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。こうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

誰一人取り残さない、子供たち一人一人に応じた支援の実現

(1) 不登校等に係る子供達のSOSの早期発見・支援

個人レベル

不登校、いじめ等に関し、子供達のSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、二つに応じた早期支援ができるか。

(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供達への支援

個人レベル

上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供達やその家庭への支援につなげることができないか。

(3) 学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック 学校～学級レベル

困難な状況にもかかわらず学力等を向上させている学校には、共通する特徴があるのではないか。こうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

<主なデータ項目（※検討中であり、今後変更が有り得る。）>

基礎情報	生徒指導	学力等	その他
氏名・生年月日・性別等	長期欠席調査	県学力・学習状況調査	出欠・遅刻・早退の状況
在籍学校名・クラス・出席番号	いじめ等に関する記録	県学力・学習状況調査 質問紙	保健室利用状況
埼玉県学力・学習状況調査 管理番号	教育相談の利用の有無	Reading Skills Test	授業がわかる調査
就学前段階	SC・SSW相談	非認知的能力調査 (AiGROW)	学校生活に係るアンケート
保育・幼稚園の在園状況	健康		Q-Uアンケート
	乳幼児健診結果		シャボテン（心の天気）等
	学校健診結果		

今後、こうした方針に基づき、データベースの具体的な設計について検討を行い、構築の段階に入っていく実装に取り組んでいくこととなるが、その上では、最先端の知見を取り入れつつ学術的に適切な計画を立て、かつそれが教育の本質に寄与するものであること、さらにコンプライアンス上適切な取組であることが必要である。

こうした問題意識から、安全・安心に教育データを利活用するための留意事項を、本文書として取りまとめることとした。

本文書は、データベースをはじめとした、教育データ⁸の利活用全般を対象とするものである。全体的な取り扱いとしては、基本的な方針に係ることについてとは教育データの利活用全般に、具体的措置に関することはデータベースに、それぞれ主として適用されるものであるが、特にデータベースのみを対象とする事項については、本文書中、その旨を明記することとしている。

⁸ 「教育データ」の範囲については様々な議論があるが、本文書では、教育上の目的のために利活用されるものである限りにおいて、教育委員会（や学校）以外の市の部局が保有するデータについても便宜上含まれるものとして取り扱っている。

本ガイドラインの策定に当たっては、アドバイザリーボードにおいて、様々な分野において専門的な知見を有する有識者からの御指導・御助言を頂戴とともに、検討のプロセスも含めて幅広く世の中に対して公開し、市民や世論と対話しながら政策を進めていくことを心掛けてきた。

また、本ガイドラインは、デジタル庁「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム」や文部科学省「教育データの利活用に関する有識者会議」をはじめとした、国の最新の動向も参考として策定している。他方、行政サービスを直接的に提供する主体である基礎自治体としては、教育データ利活用の取組は、何よりも後述の具体的なユースケース（実際に起こっている事例のみならず、今後想定される事例も含む。）を踏まえて検討・推進されるべきものであることから、本ガイドラインについては、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の蓄積や、当該事例における成果・課題等を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直しを行うこととしたい。

さらに、仮に本ガイドラインに記載した内容と、実際の運用が大きく異なることとなった場合⁹には、その程度に応じて、シンクタンク所長¹⁰又はアドバイザリーボードに諮ることとする。

⁹ 例えば、当初想定していなかった機微性の高い情報をデータベースに搭載登録したり、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化したりすることとなった場合などが考えられる。

¹⁰ 教育委員会事務局教育政策室長を指す。（「戸田市教育政策シンクタンク設置要綱」（アドバイザリーボード（第3回）参考資料1）

（https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/120861_254067_misc.pdf）第3条(1) より）

II. 教育データ利活用の基本的な方針

教育データの利活用は、例えば以下のような効果により、「見えなかったものが見えてくる」ことを通じて、学力向上や生徒指導上の課題への対応など、様々な教育課題解決の一助となる可能性がある。

- ・ それまで気付けなかった支援が必要な子供の発見
- ・ 複数のデータの活用によるアセスメントの質の向上
- ・ 子供達たちが主体的に自らの考えを外化(言語化・可視化・定量化など)したり、互いの学びのプロセスを共有したりする中で、子供達たちも教師もリフレクションが深まる気付きを多く得られること
- ・ 教師が説明可能な判断を行うことができるようになったり、直観で感じていたことが客觀で裏付けられたりすること
- ・ 教師のインサイト(腹落ち・言われて見れば確かに)を発掘すること
- ・ 教職員等の気付きや判断を刺激し、補強できること
- ・ 経験、勘、気合いのみの指導からの脱却
- ・ 「よい授業」の納得解や腹落ちの共有化
- ・ 優れた教師の経験や勘、匠の指導技術を可視化するなど、優れた暗黙知の共有化や形式知への転換
- ・ 情報共有等の効率化
- ・ 政策効果の検証など EBPM・EIPP¹¹の実現

他方で、データは暖かみのない冷たいものだ、評価の材料に使われるのではないか、情報漏洩が心配である、といった不安感や抵抗感の声があるのも事実である。

児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえれば、教育のデジタル化のミッションである「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」¹²を実現していく上では、「安全・安心」の確保を図ることが大前提である。

こうしたことを踏まえ、教育データ利活用の基本的な方針を、以下に示す。

¹¹ Evidence Informed Policy and Practice : エビデンスを参照した政策及び実践。

¹² 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和5年6月9日閣議決定)及び「教育データ利活用ロードマップ」(令和4年1月7日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省)

1. 教育は技術に優先する

- 本市におけるデータベースをはじめとしたデータ利活用の目的は、誰一人取り残さない、子供達たち一人一人に応じた支援の実現¹³にある。また、データベースが人間の判断を代替するということではなく、あくまでも教職員等の気付きや判断をサポートするツールとして位置付ける必要がある。さらに、「データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れていないもの」が存在することを常に認識すべきである。

こうした意味で、「手段」であるデータ利活用が、「目的」化しないようにする必要がある。

- アルゴリズムや判定ロジックの設計等に当たっても、上記の考え方に基づき、本市が主体となって具体的な仕組みを検討するとともに、定期的に評価する。

2. 差別的取扱いの禁止等

- 教育データの利活用により、例えば特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめっ子を予測するなど、児童生徒個々人のふるい分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながることがないようにする。
- これを含め、教育データの利活用は、本人や保護者の理解・納得の上で行われる必要があり、望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする必要がある。

3. 内心の自由の保障等

- 教育データの利活用により、信条や価値観等のうち本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することができるようにする。
- また、外部に表出している部分であったとしても、行動の細部まで把握され、逐一監視されるような教育環境に児童生徒が置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあり、こうしたことにも留意する必要がある。

¹³ これは、今回新たに教育委員会や学校現場に付加されるものではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 4 号に規定する「教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」並びに小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に規定する「個に応じた指導」（学習者視点からは、「個別最適な学び」）といった、法令に基づく事務をより適正かつ効果的に実施する上で必要となるものである。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上

- 教育データは、あくまでも学校経営や教育指導の改善といった、教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利活用することとし、学校又は児童生徒の成績等の序列化や一面的な評価につながることのないようにする。
- 教育データを利活用する主体として想定されるのは、児童生徒、保護者、教職員、学校、自治体、大学、民間事業者等であるが、何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要がある。

III. 教育データ利活用に際しての具体的措置

上記Ⅱを踏まえ、データベースをはじめとした教育データの利活用に際して求められる具体的措置について、以下示す。

1. データガバナンス体制の確立

データベースについては、部局横断的な取組であることから、個人情報等¹⁴の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。このため、こうした取組に当たっては、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要であると考えられる¹⁵。

この点、デジタル庁の有識者会議において策定された「実証事業ガイドライン~~こどもに関する各種データの連携に係る留意点（こどもに関する各種データの連携に係る留意点等実証事業ガイドライン）~~¹⁶」（以下「デジタル庁ガイドライン」という。）においては、「データ連携の際には、地方公共団体が分散管理する情報やデータが、法令等に基づいて、適正に取り扱われる必要があり、そのためのデータガバナンス体制を、地方公共団体内の複数の主体が連携して構築する必要がある。」とされている。

具体的には、①各担当部局からデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局（以下「総括管理主体」という。）を中心、②教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局（以下「保有・管理主体」という。）、③匿名加工等を行ったデータを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する者（以下「分析主体」という。）、④データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型・~~（~~アウトリーチ型~~）~~の支援につなげる者（以下「活用主体」という。）がそれぞれ、適切な役割分担と責任関係を構築した上で、各主体の事務処理状況をチェックする体制の整備を行い、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、取組を進めることが重要であるとされている。また、各主体において、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報等が利用されないようにすることが必要であるとされている。

¹⁴ 個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。以下同じ。

¹⁵ 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）参照

¹⁶ 令和4年6月17日こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会（令和5年3月31日一部改訂）

これも踏まえ、本市においては、各主体が以下のような役割分担の下、相互に連携・協力して実証事業に取り組むこととしている。

主体名	本市において対応する部署等
総括管理主体	教育委員会事務局教育政策室
保有・管理主体	教育委員会事務局教育政策室、同学務課、こども健やか部 こども家庭支援室、同保育幼稚園課、健康福祉部福祉保健センター
分析主体	教育委員会事務局教育政策室、データベースの分析を担当する事業者
活用主体	教育委員会事務局教育政策室、こども健やか部 こども家庭支援室、戸田市立小中学校の校長、教頭、主幹教諭、 教諭、養護教諭、栄養教諭等（以下「校長等」という。）

（1）総括管理主体

特に、総括管理主体である教育政策室においては、データベースの構築全般を関係部局と連携しつつ担うほか、以下のように、データベースに関するデータ全般を総括的に管理し、データガバナンス体制の中核となる役割が想定される。

- ・ 保有・管理主体から、データベースに搭載登録されるデータについて、個人情報の保護措置を講じた上で提供を受け、自ら分析すること、又は必要に応じて分析主体に情報提供し、分析を依頼すること
- ・ データを用いた分析・判定の成果物として、困難な状況にあるこどもをデータから抽出するなど、人によるアセスメントの補助となる情報を自ら取得し、又は分析主体から提供を受けた上で、活用主体へ情報提供し、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援を依頼すること

こうしたことに際しては、「戸田市情報セキュリティポリシー」に基づく役割のほか、元の利用目的分野を超えて情報を連携する目的を適切に定め、当該目的の範囲内においてデータ連携とその活用が行われていることを厳格に管理すること等が求められる。

具体的には、主に以下のようないくつかの対応を行ってきているところである。

- ・ データ項目の必要最小限性の担保

上記Ⅰで述べた具体的な活用イメージのうち、（1）不登校等に係る子供達のSOSの早期発見・支援、（2）貧困・虐待等の困難を有す

る子供達への支援、については、分析結果を踏まえて当該子供への支援を行うことを想定しており、したがって個人情報として取り扱うこととなる。

このため、例えば（1）~~子供たちのSOSの早期発見・支援~~のうち不登校の早期発見・早期対応については、文部科学省調査¹⁷で不登校の要因として示されている、「学校に係る状況」「家庭に係る状況」及び「本人に係る状況」に関連するデータ項目に絞って、かつデータが分析に耐え得る程度まで整っているものについて、連携・分析を行うことを想定しており、子供に関するあらゆるデータ項目を幅広に連携・分析することではない。

また、データベース構築のためだけに子供達から新たにデータを取ることは現時点において考えておらず、これまでに既に取得しているデータを適切な方法で連携し、分析を行っていく。

このように、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むこととしている。

・個人情報の保護措置の実施

令和4年度（2022年度）においては、教育政策室外の部署が保有する個人情報をデータベース構築のために利用することに関連して、戸田市個人情報保護条例¹⁸（以下「市個情条例」という。）に基づき、①教育総合データベースの構築が新たに個人情報取扱事務を始める場合に該当すること（市個情条例第8条）、②担当部署である教育政策室以外の部署が保有する個人情報を取得する場合に該当¹⁹すること（市個情条例第9条）、③データベースの構築に係る事務を外部に委託等する場合に該当²⁰すること（市個情条例第13条）、について令和4年

¹⁷ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

¹⁸ 平成11年3月30日条例第33号（令和5年4月1日条例廃止）

¹⁹ 氏名・生年月日・性別等、学校名・学年、宛名コード、学校定期健診及び保健室利用状況については教育委員会内の他部局が保有しているものとして目的外利用に、保育幼稚園在園時の状況、保育要録及び乳幼児健診については市長部局が保有しているものとして外部提供に、それぞれ該当する。

²⁰ ~~今回の実証事業に当たっては、それぞれの年度において、データベースの構築やにおいては株式会社アイネスヒ、データベースの項目整理及び分析を行う事業者と戸田市については半熟仮想株式会社と、それと連携することとしており（詳細は実証事業計画書（アドバイザリーボード（第2回）参考資料5）参照）、令和4年（2022年）6月1日に~~

(2022年)5月24日に戸田市情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)へ諮詢を行い、承認を得た。

令和5年度(2023年度)以降におついては、3.(1)で述べるとおり、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法において、地方公共団体の個人情報保護についても、共通的なルールとして國の個人情報保護法²¹が適用されることとなつたることから、この改正法に基づき、必要となる個人情報の保護措置として、上記①~③について関係部局間で年度当初に整理を行った上で、を実施していくこととしている。なお、利用目的以外の目的のために個人情報を取得する場合に、現在の整理である法第69条第2項第2号(目的外利用)又は第3号(外部提供)のほか、同項第1号により、あらかじめ本人²²の同意をとる、又は本人に提供するとの整理も考えられるが、「児童虐待等、親権者等から同意を取得することが、子どもの利益につながらない場面においては、親権者等から同意を得ることは難しいこと」等²³が「子どもデータ連携ガイドライン(子ども家庭庁)」において示されている。

は、戸田市とこれら事業者との三者間で、秘密保持や個人情報の取扱い等について定めた「教育総合データベース構築事業に係る協定書」を締結した。

²¹ 平成15年法律第57号

²² こども(未成年者)の個人情報について、本人が同意したことによって生ずる結果について、本人が未成年者であり判断できる能力を有していない等の場合は、親権者又は法定代理人等から同意を得る必要がある。

²³ このほか本人同意をとるといった整理をしていない理由として、あらかじめ本人の同意を取得した個人情報だけでは利用できる個人情報の数が少なく、集めた個人情報から支援の必要性を判断するには限界があることも挙げられている。なお、「3. 関係者に対する丁寧な説明等(4)開示請求等があった場合の対応」で後述するとおり、本市ではデータベースからの個人情報の削除を希望する場合の手続を設けている。

個人情報の保護措置や丁寧な説明について

＜個人情報保護法に基づく個人情報の目的外利用等に係る手続＞

教育政策室外の部署が保有する個人情報をDB構築のために利用することについては、令和5年4月から適用される個人情報保護法（以下「法」という。）に基づき以下のとおり整理し、必要な手続を行った。

- ①教育総合DBにかかる個人情報ファイル簿の作成公表（法第75条）
- ②担当部署以外（実施機関内）の部署が保有する個人情報を取得する場合（法第69条第2項第2号）
- ③担当部署以外（実施機関外）の部署が保有する個人情報を取得する場合（法第69条第2項第3号）
- ④当該事務を外部に委託等する場合の安全管理措置（法第66条）

【主な取得データ一覧】

	基礎情報	学校生活	学力等	生徒指導
教育委員会 保有データ (教育政策室 保有)	氏名・生年月日・性別等	出欠・遅刻・早退	県学調結果・同調査質問紙	長期欠席調査
	学校名・学年 クラス	学校生活に係る アンケート	授業がわかる調査	いじめ等の記録
	県学調管理番号	Q-Uアンケート	Reading Skills Test	教育相談利用有無
		シャボテン (心の天気等)	非認知的能力調査 (AiGROW)	SC・SSW相談
	基礎情報	健康		就学前段階
教育委員会 保有データ (目的外利用)	氏名・生年月日・性別等	学校定期健診	市長部局 保有データ (外部提供)	保育園入所情報
	学校名・学年	保健室利用状況		乳幼児健診
	宛名コード			幼稚園入所情報

※令和4年度に審議会で承認を受けた個人情報についても、令和5年度の個人情報の目的外利用・外部提供を受ける際、令和5年度当初に再度整理を行った。

また、後述の分析主体への情報提供に当たっての加工や安全管理措置をはじめ、データ管理を万全にすることやデータ流出等へのリスクを最小化すること、データの取扱いやデータ連携によるメリットについて丁寧に説明すること等の対応も行っているところである。

さらに、個人情報の取扱いを事業者等に委託等する場合においては、自らが行うべき安全管理措置の一環として、当該事業者等に対する監督等を行うこととしており、法令遵守のための監督等の在り方について、当該事業者等と個別に協議を行っていく。

こうした取組を通じて、児童生徒本人、保護者、学校関係者、市民、さらには世論一般の不安感や懸念を払しょくし、データ連携に対する理解を醸成できるよう引き続き取り組んでいく。

（2）保有・管理主体

令和4年度（2022年度）、保有・管理主体である教育政策室、学務課、保育幼稚園課、健康福祉部福祉保健センターにおいては、前述した個人情報の目的外利用や外部提供に係る審議会への諮問の過程において、総括管理主体や分析主体が必要とするデータについて、総括管理主体からの依頼を受け、元の利用目的分野を超えて情報を連携する目的との関連性

を確認し、必要なデータを特定し、抽出・提供を行った。令和5年度（2023年度）には、改正された個人情報保護法に基づく措置として、「教育総合データベース」に係る利用目的や搭載するデータを整理の上、個人情報ファイル簿を作成するとともに市のホームページで公開している²⁴。また、搭載するデータのうち、総括管理主体（教育政策室）以外が保有するデータについては、教育委員会内や市長部局との間で必要な手続き（目的外利用や外部提供等）を適切に行い、当該データの保有・管理主体の承認を受けた上でデータを収集した。

今後とも、上記部署に加えてこども健やか部こども家庭支援室を含めた関係部署との関係において、目的外利用や外部提供が必要となる場合には、データを扱う担当者や責任者を明確にするとともに、どの部局等に提供するのか、元の利用目的分野を超えてデータを提供することの必要性は何か、どのような方法でデータを取得・提供するか等について、総括管理主体である教育政策室とともに整理を行っていくこととする。また、データ連携による成果・課題等を踏まえ、データベースへの搭載登録が容易となるデータ取得の在り方や、プッシュ型・（アトリーチ型）の支援に有用となるデータ項目の在り方についても検証を行い、必要に応じて改善を図っていくこととする。

— (3) 分析主体

分析主体である教育政策室及びデータベースの分析を担当する事業者（以下「分析事業者」という。）においては、総括管理主体である教育政策室によって組み合わされ、目的や必要に応じて匿名加工²⁵や仮名加工²⁶等が行われたデータの提供を受け、不登校等の困難な状況に陥る可能性のある子供を早期発見するために傾向を分析し、判定ロジックやアルゴリズムについてまとめることが考えられる。

この点、上記（1）において述べたとおり、データベースの構築に係る事務を外部に委託等する場合については個人情報保護法令上必要な手続

²⁴ <https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/371/kyo-somu-kojinjoho-filebo.html>
（個人情報ファイル簿の公表について）

²⁵ 個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元して特別の個人を再識別することができないようにしたもの （個人情報保護法第2条第6項）

²⁶ 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報 （個人情報保護法第2条第5項）

審議会の承認を経得ており、したがって個人情報を分析事業者に提供することは、法令市個情条例上特段の問題はない。

他方で、当該情報が子供のプライバシーにも関わる重要なものであるとの共通認識から、教育政策室と分析事業者の間における協議の結果、教育政策室の事務担当者が各データに個人情報が含まれているかを目視で確認し、含まれている場合には、個人情報が含まれている列を指定して暗号化するファイルを使用したり、当該個人情報を削除したりすることにより、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で、総括管理主体である教育政策室から、分析事業者に情報提供することとしている。

こうした厳格な措置を通じて、情報を分析する場合についても、情報の適正な取扱いの確保を図っているとともに、データ連携を基とした分析手法について両者の連携の下、多角的な観点から検討を行っているところである。これらを含め、必要に応じて関係法令を遵守し、かつ個人に不利益を及ぼさないための措置を講ずる必要がある。

— (4) 活用主体

活用主体である教育政策室、こども健やか部こども家庭支援室、戸田市立小中学校の校長等には、総括管理主体である教育政策室から分析結果等に係る情報の提供を受け、それを一助として、これまでに把握している情報とも総合的に照らし合わせながら、困難な状況にあると判断した子供のアセスメントを行い、個々の子供への対応策・支援方針を決定した上で、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を行うことが求められる。具体的にどの活用主体が支援を行うかは、教育的な課題(不登校・いじめ等)か、福祉的な課題(貧困・虐待等)かによっても異なるが、特に、双方の課題が複合的に関係している場合においては、密接な連携の下、上記の対応に当たることとする。その際には、個人情報等の適正な取扱いの確保のため、後述の安全管理措置を講ずることとする。

また、支援状況の継続的な記録や、支援策の有効性の評価を行うとともに、その成果・課題等を踏まえつつ、より的確で効果的な支援の実現に向けて、不断の改善を図っていくこととする。

2. 安全管理措置の実施

データベースの構築及び運用に当たっては、デジタル庁ガイドラインにおいても記載されているとおり、個人情報等の適正な取扱いを確保するために、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずる必要が

ある²⁷。

情報の取扱いに当たっては、市個情条例（デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法、「戸田市個人情報の保護に関する法律施行条例²⁸」（地方公共団体に係る改正部分）の施行後は、当該改正後の個人情報保護法）や、「戸田市情報セキュリティポリシー」、「戸田市学校情報セキュリティポリシー」や、「戸田市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」等の関係法令（以下、「個人情報保護法関係法令」という。）に則り、対応することとする。

具体的には、上記1.に記載のデータガバナンス体制を整備した上で、以下にあるような、個人情報等の取扱いに係る責任者の設置等の組織的安全管理措置、個人情報等の取扱いに携わる職員や関係者への教育訓練等の人的安全管理措置、個人情報を取り扱う端末の制限等の物理的安全管理措置、個人情報等へのアクセスコントロールやログの管理等の技術的安全管理措置を講ずることが求められる。

（1）組織的安全管理措置

データベースに係る組織体制としては、本件の総括事務を司る教育委員会事務局教育政策室長（以下「教育政策室長」という。）を管理責任者とし、教育政策担当課長又は教育指導全般を所掌する教育政策室指導担当課長を管理責任者補佐とする。また、個人情報等を扱う担当者としては、データベースに係る事務を所掌する教育政策担当の事業全体を統括する職員、市内関係部局との調整を行う職員、データの整備・分析を行う職員等に加え、不登校に係る事務を所掌する戸田市立教育センター所長を指定することとする。

さらに、データベースに係る個人情報の取扱状況を定期的に関係者が確認するとともに、仮に漏えい等の事案（漏えい等が疑われる事案を含む。）が発生した場合には、管理責任者から、「戸田市情報セキュリティポリシー」に基づく報告先であるデジタル戦略室長（最高デジタル責任者）、教育部長（統括情報セキュリティ担当者）及び行政管理課長のほか、市長、

²⁷ この際、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないものとされている。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月（令和4年4月一部改正）個人情報保護委員会事務局））

²⁸ 令和4年条例第28号

教育長及び副市長（統括情報管理者）に対し、直ちに報告を行う。そして、最高デジタル責任者の助言を得つつ、速やかに課題の特定及び解決策の実行に当たるものとする。

これらも含め、個人情報の取扱状況を定期的に把握するとともに、安全管理措置についてもその状況を確認し、必要があれば見直しを行うこととする。

（2）人的安全管理措置

特に、データ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員には、機微性の高い情報²⁹を扱っている自覚や、高い規範意識が求められるため、これらの意識醸成が必要である。

具体的には、市として職員全般に対して行っている情報セキュリティに係る教育・研修とは別途、データベースの管理・運用・セキュリティ対策や登録する情報の内容等に関する研修を、データ連携によって個人情報等を取り扱うこととなる職員³⁰はもちろん、必要に応じ、その他の関係職員に対して実施するとともに、当該内容等を含む実務的なマニュアルを整備することとする。

（3）物理的安全管理措置

データベースの構築に際しては、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止等の措置を講ずることが求められる。具体的には、「戸田市学校情報セキュリティ共通実施手順」を踏まえ、パソコンの画面を第三者から見えない場所に設置すること、離席時には画面ロック等を行うこと、鍵付保管庫で管理すること等が挙げられる。

令和4年度（2022年度）においては、今回のデータベースの構築に当たり、~~を~~はクラウドサービスを活用するのではなく、いわゆるオンプレミ

²⁹ 例えば、長期欠席調査において記載されている本人の状況（保護者の状況を含む。）や学校が行った指導といった児童生徒個人の不登校の状況及び相談状況に係る情報や、不登校の兆候としてのSOSに係る情報など、その取扱いに特に配慮を要するものとして教育委員会が該当すると判断した情報を指す。以下同じ。

³⁰ 例えば、令和5年度（2023年度）においては、教育総合データベースが学校現場に実装された同年12月の段階で、学校現場の教職員を対象とした研修会をオンラインで3回開催した。当該研修はオンデマンド配信もしており、ダッシュボードを活用する教職員に視聴させることを依頼した。なお、当該オンデマンド配信のリンクやマニュアルは、ダッシュボードのページからもアクセスできるようにしております、参照したいときに即時アクセスできる体制を整えている。

ス環境で構築したを利用することからする場合には、電子計算機室に立ちに入る権限を有する者を制限することや、入退室記録等による監視、外部記録媒体の持ち込み制限等の措置を講ずることとした。併せてさらに、データベースの構築を担当する事業者が作業を行う場合にも、本市の指定所有する環境で使用させることとし、本市指定の入退室登録届を作業の都度作成・提出させるなど、事業者においても適切な措置を講ずることを求めるとともに、必要に応じてモニタリングを行うこととする。

また、テレワーク等で市の端末以外の端末からデータベースを操作することは、原則として行わないこととする。

(4) 技術的の安全管理措置

今回のデータベースについては、システム又はインターネットを介しアクセスすることとし、データベースに搭載されている個人情報等へのアクセスに際してはできる者を制御するため、データベースにユーザーの認証機能を実装する。具体的には、ID 及びパスワードによる個人単位で、職種や所属等の必要な区分に基づいた権限管理（アクセスコントロール）を定めるとともに、例えば機微性の高い情報を取り扱う場合には、その性質を踏まえ、データ項目単位で生体認証等の2要素認証を行ったり、アクセス権限をその他の情報より更に限定したりするなど、適切な管理を行うこととする。このように、「付与する権限は必要最小限にする」との基本的な考え方の下で、アクセスコントロールのための措置を講ずることとする。

また、アクセスログ機能についてもデータベースに実装した上で、ログイン時刻やアクセス時間、ログイン中の操作内容等が特定できるようにし、アクセスログの確認を定期的に行うこととする。さらに、アクセスログへの不当な削除・改ざん・追加等を防止する措置やファイアウォールの設置など、外部からの不正アクセスを防止するための必要な措置についても講ずることとする。

併せて、データの出力機能をデータベースに実装する場合には、データベースから出力された情報について可搬媒体や情報機器による持ち出しは原則行わないこととし、その用途等について出力を行った者から報告を求めることとする。また、不要となった個人データについては、廃棄・消去を適切に行う（詳細は4.（4）及び（5）参照）こととする。

—加えて、データベースの構築並びにデータベースの項目整理及び分

析を担当する事業者（以下「関係事業者」という。）においても、実証事業の実施の範囲内で、必要かつ適切な安全管理措置が行われるよう、本市は定期的な確認等を行うこととする。

3. 関係者に対する丁寧な説明等

今回のデータベースは、本市の市立小中学校に在籍する児童生徒を全てその対象とするものであるとともに、搭載する情報の中には機微性の高い情報も含まれることから、その構築・運用に当たっては、児童生徒本人、保護者、学校関係者、市民、さらには世論一般に対しても、丁寧な説明を尽くし、理解を醸成していく必要がある。これは、データベースに限らず、教育データの利活用全般についても同様に妥当するものである。

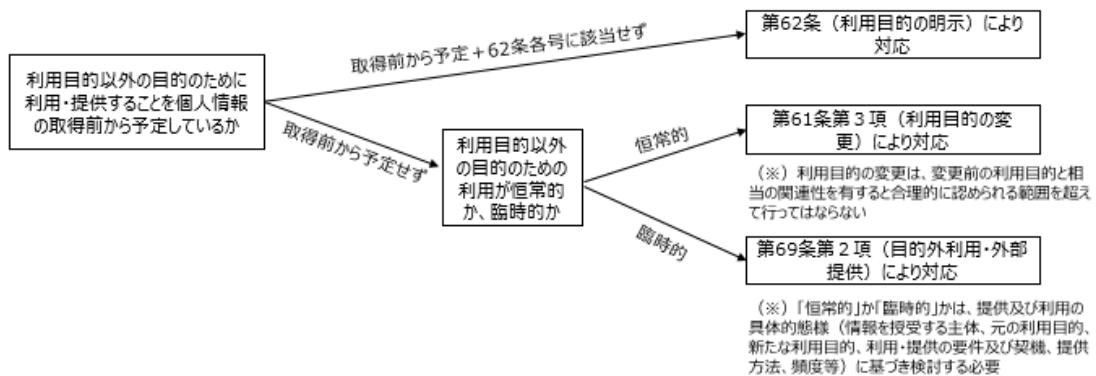
また、教育データは児童生徒本人又は保護者にとって関心事でもあることから、そのような情報のうち自己を本人とする保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求（以下「開示請求等」という。）があった場合、個人情報保護法関係法令に基づき適切にの対応していくについても早急に検討が必要である。

こうしたことを踏まえ、以下の取組を実施していく。

（1）利用目的の丁寧な説明

デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法においては、地方公共団体の個人情報保護についても、共通的なルールとして国の個人情報保護法が適用されることとなつたり、当該改正の施行（令和5年（2023年）4月1日施行）後においては、以下のようなフロー³⁴で対応することが想定される。

³⁴ 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第3回）」（令和4年4月7日デジタル序）資料2-2・4頁
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/6b5f4e23-911b-4b36-a7e4-eeb114734ea0/532b97fc/20220407_meeting_children_outline_05.pdf より



本市の構築するデータベースに関する事項では、「III. 教育データ利活用に際しての具体的措置 1. データガバナンス体制の確立 (1) 総括管理主体」で前述のとおり、改正法の施行前においては、市個情条例に基づく目的外利用又は外部提供としての対応を行っているが、改正法の施行後においては、利用目的以外の目的のための利用が「恒常的」か「臨時的」かに応じて、改正法に基づく目的外利用（実施機関内）又は外部提供（実施機関外）としての対応を行っている。のほかなお、利用目的の変更としての対応となる可能性も考えられるが、こどもデータ連携の取組における整理としては不向きであることが「こどもデータ連携ガイドライン（こども家庭庁）」では示されている³²。いずれにしても、児童生徒本人及び保護者に対する丁寧な説明を尽くすことが求められると考えられる。

具体的な手法については、例えば、データベースに搭載する個人情報について、今後、児童生徒等から新たに取得を行う際には、当該取得に係る事務連絡等の行政文書において、例えば、「この他、いただいた情報は、教育総合データベースにおける、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現のための、(1) 子供たちの SOS の早期発

³² 「4.2.6 その他の利用目的の整理について」の表4-2には、以下のとおり記載されている。

「地方公共団体の事務において、新たな行政サービスの展開等の必要性から、利用目的を変更する場合が想定されており、「変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」で利用目的が変更できる。利用目的の変更は、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較し、社会通念上、一般人の判断において、通常予期し得る限度と客観的に認められる範囲内をいい、どの程度の相当性を有するかは総合的に勘案して判断される。」

一方、こどもデータ連携の取組により支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、支援を行うため内部利用及び外部提供することは通常予期し得ないと考えられ、利用目的を変更することは難しいと考えられる。」

~~見・支援（不登校、いじめ等に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか、それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができるのか）、（2）貧困・虐待等の困難を有する子供への支援（上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないか）、の検証及び当該検証の結果を踏まえた支援に限って利用することとします。」といったような説明を付記することも考えられるこの点、令和5年度（2023年度）においてはが、以下の取組を行ったところであり、今後とも引き続き、機会を捉えてこうした取組今後、国の検討状況も踏まえながら、府内関係部局とも連携しつつ、整理を行っていく。~~

- ・児童生徒を対象とした調査のフォームの冒頭に、当該調査で取得したデータをデータベースに搭載して活用する旨、明記した。
- ・児童生徒を対象としたテストの保護者宛通知文に、当該テストで取得したデータをデータベースに搭載して活用する旨、明記した。
- ・学校を対象とした調査の通知文に、当該調査で取得したデータをデータベースに搭載して活用する旨、明記した。
- ・データベースの学校現場への実装を踏まえ、保護者宛通知文を学校経由で発出し、データベースの概要や活用方法等について周知を行った。

（2）学校現場におけるデータ利活用の文化醸成

本市においては、国のGIGAスクール構想に先立ち、平成28年（2016年）頃からICTの活用に向けた環境整備を行っており、子供達~~たち~~が1人1台端末を日常使いする光景は、普段の授業でも見られるところである。

他方で、学校現場において教育データを利活用するという実践については、まだ十分に浸透しているとは言えない状況にある。その理由としては、例えば、データ利活用の必要性が十分に理解されていないこと、利活用の具体的な実践事例が不足していること、教職員に必要なデータリテラシーが育成されていないこと、などが考えられる。

このため、データ利活用の視点として、①目的（目的を持ってデータを収集・活用することや、課題を指摘するだけでなく褒めるためにデータを活用すること）、②範囲（データとは学力・学習状況調査のテスト結果だけでなく、様々な量的・質的データが存在すること）、③粒度（推移を見たり、一定集団に分解すること）、④鮮度（収集から分析までのサイクルを早く回すこと）、⑤文化（データ利活用の文化醸成には学校管理職等のキーパーソンが必要であること）、といったことを学校現場に伝えている

ところである。

データ利活用の視点

1. 目的：目的を持ってデータを収集・活用する。**目的のないデータ収集は無意味。**

- ・どんな仮説を持って、どんな成果・課題を明らかにしたいか？ 「問題に直面する方法は問題を特定すること。問題を特定する方法はデータを分析すること。」
- ・課題を指摘するだけでなく、「褒める」ために**データを活用**する視点も重要。

2. 範囲：データとは、**学調のテスト結果だけではない**。

- ・アンケート結果から教師のコメントまで、様々な量的・質的データが存在。

3. 粒度：静的な平均値だけでなく、**様々な粒度に分解**することでより有意義に。

- ・一地点だけではなく、一定期間後の数値の推移をみる。
- ・児童生徒平均ではなく、一定のカテゴリの集団ごとに分類して比較する。

4. 鮮度：「数ヶ月後に返ってきたテスト結果は、子供達の今の姿を反映していない」

- ・データの頻度のみならず、**データの収集→分析のサイクルを早く回す**ことが必要。

5. 文化：学校経営を科学することなしに、授業を科学することは困難。

- ・データ利活用の文化醸成には**各学校におけるキーパーソン**が必要。

また、学校現場に対する支援としては、これまでも、教育データの利活用に専門的な知見を有する本市教育委員会の職員が中核となり、学校訪問において基礎的なデータの分析結果等について共有し、議論の材料としたり、個別に埼玉県学力・学習状況調査の結果を分析する機会等を設けてきたりしているところである。

これに加え、今後、教育データの利活用に専門的な知見を有する現職の教職員について、「教育データ利活用アンバサダー」として委嘱を行つておたところであり、今後、当該アンバサダーも活用しながら、市内の教職員等を対象とする研修等の機会を捉えて、学校現場におけるデータ利活用の文化醸成や実践事例の蓄積に向けた伴走型支援を行つてゐるところであくこととする。今後は、こうしたことに加え、データベースを効果的に活用している学校の事例を横展開することなどを通して、学校現場におけるデータ利活用の文化を一層醸成していくこととする。

— (3) 幅広い市民・世論の理解の醸成

データ連携に対する市民・世論の不安感や懸念を払しょくする観点からも、データベースに係る検討の内容やプロセスについては、幅広く世

の中に対して公開し、市民や世論と対話しながら政策を進めていくことが、このデジタル社会においては一層不可欠である。

このため、本市としては、これまで以下のような様々な場で機会を捉えて説明を行ってきているところである。特に、令和3年度(2021年度)は非公開で開催したアドバイザリーボードについては、令和4年(2022年)7月から公開で開催し、以降、全国各地から中央省庁、地方自治体、教育関係者、大学・研究機関、民間企業など、約20160名の方に視聴いただいたているた。視聴者に対する匿名アンケートの中では、目的をしっかりと定めデータの利活用を進めることの重要性への共感や、不登校等のSOSの分析の効果への期待、さらには個人情報や倫理面での先行的な検討は同様に悩んでいる多くの自治体で参考になるといった御意見をいただいた。

日時	会議等の名称	URL
令和4年5月19日	令和4年第5回戸田市教育委員会定例会	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/371/kyosomu-kaigi-r04.html
令和4年7月20日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボード（第2回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/thinktank-advisoryboard.html
令和4年7月27日	戸田市教育委員会公式noteを開設し、アドバイザリーボード（第2回）の議題について解説	https://note.com/toda_boe/n/f903a94acb9d
令和4年8月1日	戸田市教育委員会公式noteにおいて、データ利活用の意義やデータベースの構築の内容について解説	https://note.com/toda_boe/n/n72f89ca3d1e6
令和4年9月16日	令和4年度第1回戸田市総合教育会議	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/111/hisyo-n-sougoukyouikukaigij202209.html
令和4年11月14日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボード（第3回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyoseisaku-thinktank-

		advisoryboard3.html
令和4年11月25日	戸田市教育委員会公式noteにおいて、アドバイザリーボード（第3回）の議題について解説	https://note.com/toda_boe/n/n6a46edc8f8ec
令和4年12月15日	令和4年第12回戸田市教育委員会定例会	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/371/kyosemu-kaigi-r04.html
令和5年3月1日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボード（第4回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyoseisaku-thinktank-advisoryboard4.html
令和5年5月24日	戸田市教育委員会公式noteにおいて、アドバイザリーボード（第4回）の議題について解説	https://note.com/toda_boe/n/ncfe83762c006
令和5年10月18日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボード（第5回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyoseisaku-thinktank-advisoryboard5.html
令和6年3月7日	戸田市教育政策シンクタンクアドバイザリーボード（第6回）	https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyoseisaku-thinktank-advisoryboard6.html

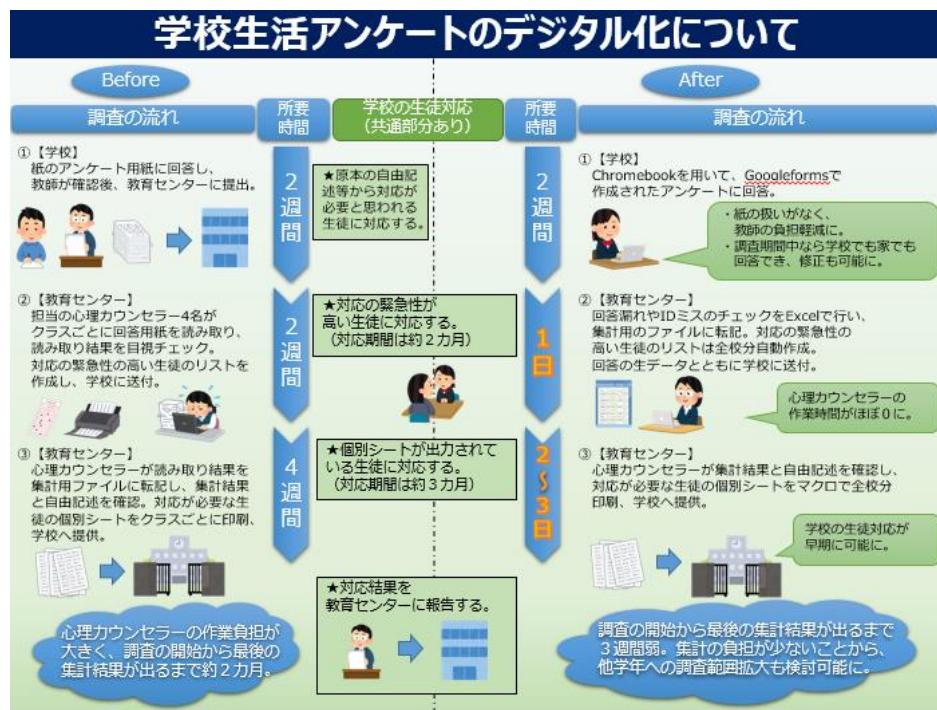
今後とも、本市の開催する会議や、国の会議も含め、様々な機会を捉えて、データベースの進捗状況やその成果・課題等について積極的に情報発信を行っていく。その際、特に、取組に至るまでの過程の議論についても、他の自治体が同様の施策を実施しようとする際に、例えば複数の選択肢や判断基準等が分かるような形で、公開することを検討していく。

さらに、デジタル化やデータ連携のメリットについて分かりやすい形で情報発信を行うことも重要である。

例えば、本市で独自に中学生を対象として実施している「学校生活アンケート」については、令和3年度（2021年度）までは紙で行い、心理

カウンセラーが目視で結果を見ながら対応が必要な生徒を抽出していく結果、心理カウンセラーの作業負担が大きく、調査の開始から最後の集計結果が出るまで約2カ月も時間を要していた。これを令和4年度（2022年度）からGoogleformsで行ったことにより、アンケート終了後からごく数日で対応の緊急性が高い生徒の結果を学校に返却できるなど、集計の簡素化、教師や心理カウンセラーの負担軽減につながったとともに、個別シートを基にした学校の生徒対応が早期に可能となったところである。

こうしたデジタルの効用について、以下の図にあるように、前後比較や関係者の視点からのメリットを含め、分かりやすい形で引き続き情報発信を行うことにより、データ利活用に対する理解を醸成していく。



(4) 開示請求等があった場合の対応

データベースに搭載される情報のうち、総括管理主体が保有・管理主体から提供を受けたものについては、特段、それが改変される訳ではないため、データベースの取組が、その取扱いに特段の影響を与えるものではない。他方、それらの情報を基に分析を行った結果等（以下「分析結果等」という。）については、データベースに固有のものとして生成される新た

な情報と言うことができる³³。

こうした分析結果等について、仮に当該分析の対象となっている児童生徒本人（実態としては、法定代理人である保護者）から、個人情報保護法第76条³⁴及び第77条³⁵市個情条例第15条³⁶及び19条³⁷に基づき、

³³ 例えば、令和5年度（2023年度）においては、機械学習で構築したモデルにより算出された、現在不登校にはなっていない子供について、近い将来に不登校になるリスクがどの程度あるかに係る情報がデータベースに搭載されており、こうした情報を指す。

³⁴ (開示請求権)

第七十六条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

³⁵ (開示請求の手続)

第七十七条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

³⁶ (開示の請求)

第15条 市民は、実施機関に対し、当該実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

³⁷ (開示の請求手続)

第19条 自己情報の開示を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した規則で定める書面に、当該請求に係る自己情報の本人又はその代理人であることを証する書面を添えて、実施機関に提出しなければならない。

（1）請求者の氏名及び住所

（2）開示の請求に係る自己情報の記録の名称及び内容

（3）その他実施機関が定める事項

2 前項の規定は、自己情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は事前差止め（以下

自己を本人とする保有個人情報の開示の請求があった場合には、開示しないことができる保有個人情報について規定する同法第78条例第16条

「訂正等」という。)の請求について準用する。

各号（不開示情報事由）³⁸³⁹への該当性について、慎重かつ個別具体的に

³⁸ (保有個人情報の開示義務)

第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- 一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- 三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- 四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 行政機関の長又は地方公共団体の機関(都道府県の機関に限る。)が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑

の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間に
おける審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の
交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生
じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがある
もの

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業
に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事
業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場
合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損な
われるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関(都道府県の機関を除く。)又は地方独立行政
法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安
全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な
事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ
の発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地
方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に
関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、
同項中「掲げる情報」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示する
こととされている情報として条例で定めるものを除く。)又は行政機関情報公開法第五
条に規定する不開示情報に準ずる情報であつて情報公開条例において開示しないことと
されているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要
があるものとして条例で定めるもの」とする。

³⁹ (開示しないことができる保有個人情報)

第16条 実施機関は、法令等の規定により開示することができないとされるものほ
か、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個
人情報を開示しないことができる。

(1) 診断、判定、指導、選考、推薦、相談その他個人に対する評価又は判断に関する事
務に係る保有個人情報であつて、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に
著しい支障が生ずるおそれがあり、かつ、本人に開示しないことが正当であると認め
られるもの

(2) 取締り、捜査、争訟その他公共の安全の確保及び秩序維持に関する事務に係る保有
個人情報であつて、本人に開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障を
生ずるおそれがあり、かつ、個人の生命、身体、財産等の保護に著しい支障が生ずる
おそれがあるもの

(3) 本人以外の第三者である個人が識別される保有個人情報であつて開示することによ

判断を行うこととする⁴⁰。その際、児童生徒本人の権利利益の擁護のための最善の措置は何かという視点も踏まえつつ、開示により事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれや開示しないことの正当性、開示により保護される権利利益と侵害される権利利益との比較衡量、開示しない公益上の特別の理由の有無など総合的な観点から、検討を行うこととする。

また、個人情報保護法第90条⁴¹市個情条例第18条⁴²に基づき訂正等の

~~り当該第三者の権利利益を侵害するおそれのあるもの~~

~~(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が、審議会の意見を聴いた上で、開示しないことについて公益上の特別の理由があると認められるもの~~

~~④ デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法の施行後は、同法第5章第4節に基づく対応となる。次の段落において同じ。~~

41 (訂正請求権)

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この節において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この節及び第一百二十七条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

42 (訂正等の請求)

第18条 市民は、自己情報について、事実の誤り又は不正確な記載があると認めたときは、実施機関に対し、当該自己情報の記載の訂正を請求することができる。

2 市民は、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

(1) 第6条の規定による原則を超え、又は第7条の規定によらないで収集されたと認めたとき。

(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(3) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

3 市民は、自己情報について、実施機関により第9条第1項及び第2項又は第9条の2各項の規定によらないで目的外利用等をされ、又はされるおそれがあると認めたときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止又は事前の差止めを請求することができる。

4 第15条第2項の規定は、前3項の請求について準用する。

請求があった場合にも、同法第94条⁴³例第23条に基づき、当該請求があつた日から起算して3014日以内に必要な調査を行い、当該請求に係る保有個人情報の訂正等を行う旨又は行わない旨の決定を行い、当該請求者に対し、速やかに、当該決定の内容を書面により通知することとする。

さらに、特にデータベースからの個人情報の削除を希望する場合の手続として、「戸田市教育総合データベース個人情報削除申請書」を令和5年（2023年）12月から市役所ホームページにおいて公開⁴⁴するとともに、前述の保護者宛通知文において周知を行っているところである。ただし、当該申請はあくまでもデータベースからの情報の削除に係るものであり、市役所が法令に基づく事務を実施するために保有する全ての個人情報が削除の対象となるものではない。

⁴³ (訂正決定等の期限)

第九十四条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第九十一条第三項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

44 市役所ホームページ（<https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/373/kyo-sougou-db.html>）参照。

4. データベースの構築・運用の在り方

誰一人取り残さない、子供達たち一人一人に応じた支援の実現というデータベースの目的や、想定されるユースケースを踏まえれば、今後、本市教育委員会の職員のみならず、市立小中学校の校長等がデータベースを活用することが想定され、そのためには、こうした教育関係者もデータの分析結果等を容易に理解・活用できるようなユーザーインターフェース（以下「UI」という。）等について検討を行う必要がある。

また、上記の目的を踏まえれば、支援の対象となる児童生徒が本市の所管する市立小中学校に在籍しなくなった段階で、当該児童生徒に係る個人情報については、その保有の目的を終えたことになるとも考えられる一方で、行政文書の適切な記録・保管や、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上でのビッグデータとしての利活用の有用性とのバランスを図る必要がある。

こうしたことを踏まえ、データベースの構築・運用に係る基本的な考え方は以下のとおりとする。

（1）想定されるユースケース

I. で述べたとおり、データベースの具体的な活用イメージとしては、現時点において、大別して以下の3つを想定している。

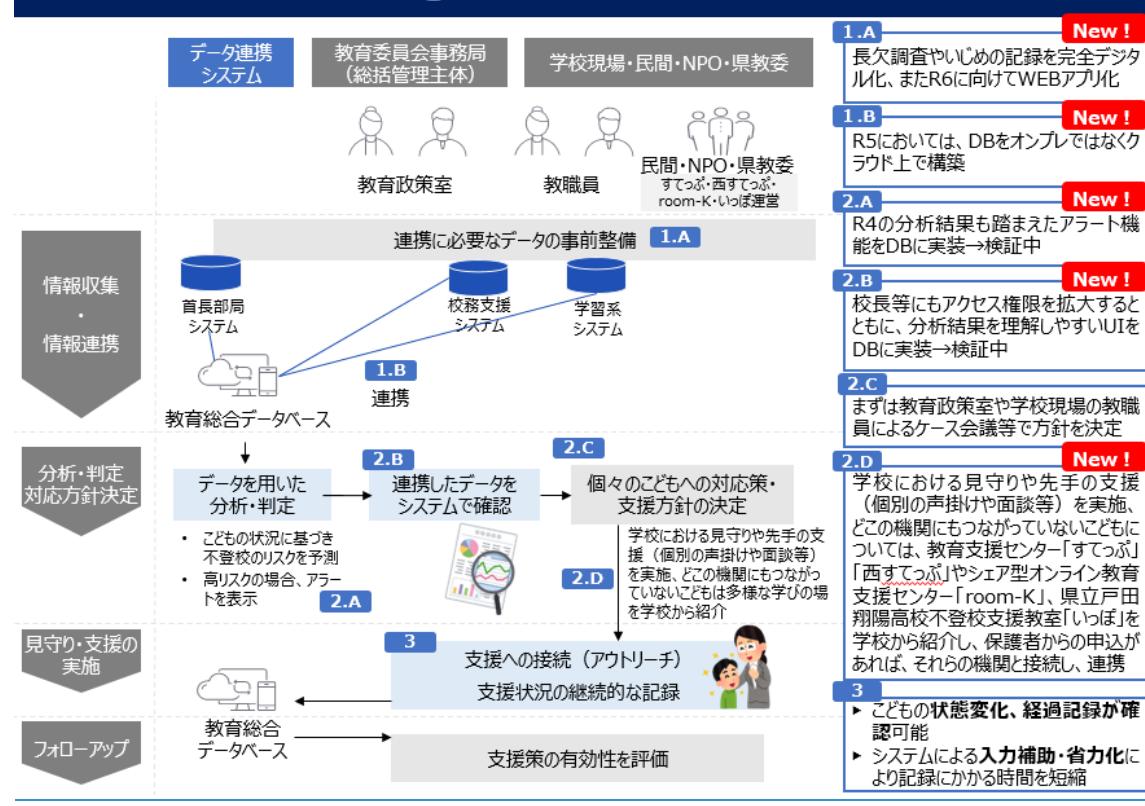
①不登校等に係る子供達たちのSOSの早期発見・支援	不登校、いじめ等に関し、子供達たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか。
②貧困・虐待等の困難を有する子供達への支援	上記①のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供達や家庭への支援につなげることができないか。
③学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバック	困難な状況にもかかわらず学力向上等を達成している学校には、共通する特徴があるのではないか。こうした傾向の分析により、継続的改善のためのフィードバックが提供できないか。

特に、①子供たちのSOSの早期発見・支援のうち不登校について、当面、最も優先度の高いものとして検証を行っていく。本市では、長期欠席調査として、不登校を理由として、年間に30日以上欠席した児童生徒（国

における不登校の定義) のほか、当月において 10 日以上欠席した児童生徒を把握していることから、これを通じて、いわゆる不登校傾向の児童生徒についても分析の対象としているところである。

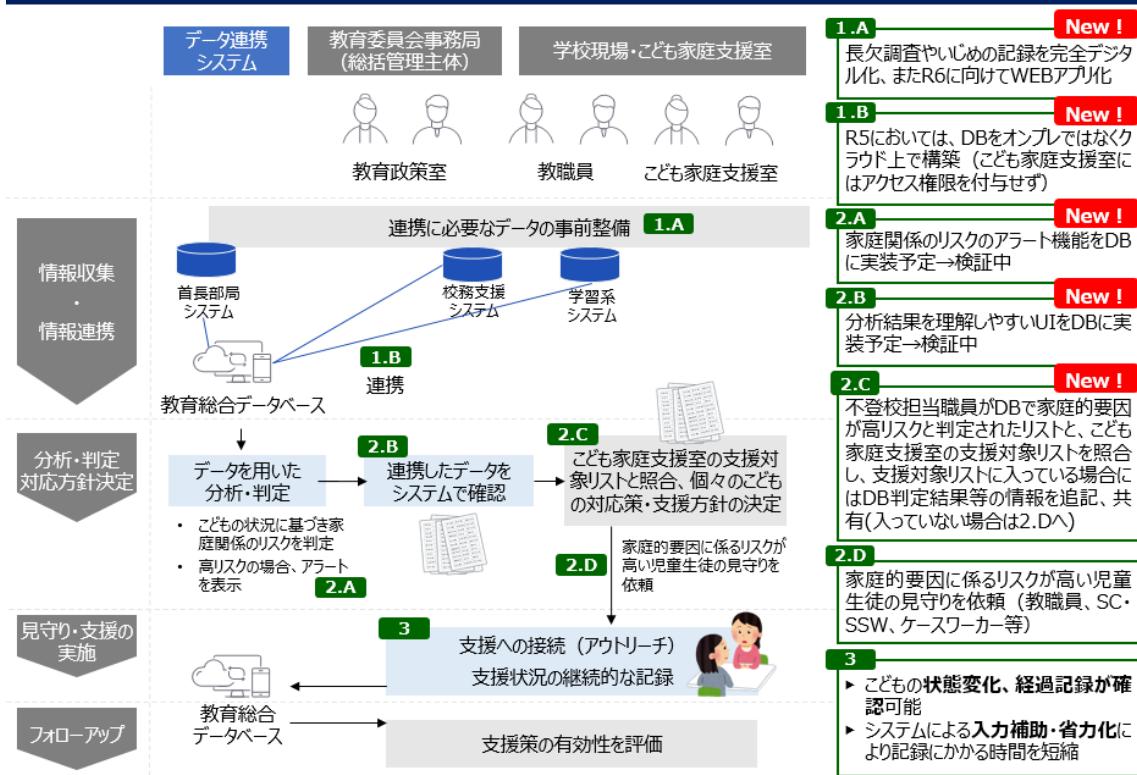
例えば、以下のイメージ図にあるように、ある月の長期欠席調査で報告の対象となった児童生徒がいた場合、その児童生徒がその時点よりも前の各種調査の段階でどのような状況であったのか、学校生活の状況が学習・校務データとしてどのように表っていたかなどに何らかの特徴があれば、そうした過去データの分析を通じて、同様の SOS が事前に何らかの兆候として現れている児童生徒を早期に発見し、支援が必要かどうか、どういった支援が適切かを前倒して検討できるのではないか、ということを検証していく。

モデルプラン①（不登校）の業務フロー



また、②貧困・虐待等の困難を有する子供達への支援については、上記①のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部局等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供や家庭への支援につなげることができないかを検証していく。この点、例えば他自治体の先行事例においては、子供の貧困対策に資する支援のシステムにおける、子供の状態の総合判定によって「重点支援」の対象とされた子供のうち、25%が学校における見守りの対象ではなかったことが明らかになっており⁴⁵、こうした事例も参考にしつつ、具体的な方策について検討していくこととする。

モデルプラン②（貧困・虐待）の業務フロー

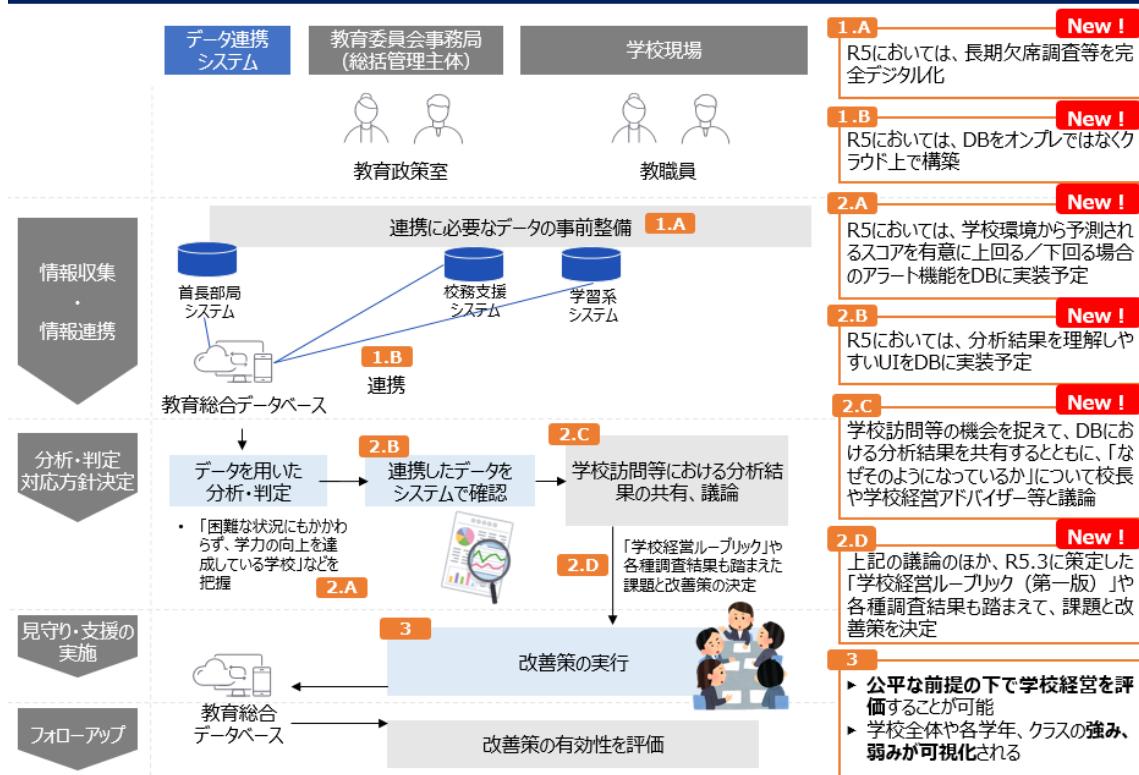


⁴⁵ 「こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム（第2回）」（令和4年1月21日）資料2・12頁（箕面市提出資料より）

（https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/993048e0-093c-4f56-a8af-46ed880a8ce8/20220121_meeting_data_pt_02.pdf）より

さらに、③学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックについては、単なる学力等の平均点だけで学校・学年・学級（以下「学校等」という。）を分析するのではなく、例えば生活保護・就学援助受給世帯率、特別支援教育対象世帯の割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合等を統計的に統制した上で、そうした困難な状況にもかかわらず成果を挙げている学校には、共通する特徴が何らかあるのではないかということや、こうした傾向を分析することで、学校等の強み、弱みが分かり、継続的改善や横展開のためのフィードバックを提供することが可能になるのではないかということを検証していく。

モデルプラン③（学校カルテ）の業務フロー



こうしたことを踏まえつつ、データベースの活用により当面想定される主なユースケースについて列挙すると、以下のとおりである。

教育総合データベースの主なユースケースについて①

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性を見定める。

概要	
児童生徒ダッシュボード	各児童生徒について、基礎情報（氏名等）や各種調査（右記参照）の結果・回答などが、一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される また、長期欠席になっている児童生徒について、その日数の推移や、学校による支援、教育相談等の記述が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
不登校発現リスク判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、その後不登校になるリスクがどの程度高いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
不登校深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある月に不登校（長期欠席）になった場合に、当該不登校がどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
いじめ深刻度リスク判定	ある児童生徒について、ある時点でいじめとして報告された場合に、当該いじめがどの程度深刻かを過去データに基づき判定し、高い場合にはアラートとして表示される
家庭関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、家庭関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学習関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、学習関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
教師関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、教師関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

教育総合データベースの主なユースケースについて②

あくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その全てを早急に検証することは実現可能性に乏しい。今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、優先順位を定めて随時、一つ一つについて検証の可能性を見定める。

概要	
友人関係要因判定	ある児童生徒について、学校生活アンケートや埼玉県学力・学習状況調査児童生徒質問紙、授業がわかる調査等の回答をもとに、友人関係の要因がどの程度強いかを過去データに基づき判定し、高い場合はアラートとして表示される
学校基礎情報可視化	各学校（さらに学年・学級）単位で、児童生徒数や教職員数、県学力・学習状況調査結果、生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合及びそれらの推移が一覧かつグラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ（各種調査結果比較）	各学校（さらに学年・学級）単位で、各種調査やアンケートの結果が、同一集団（学年等）の経年比較やある学年等の過去データとの比較を含め、グラフ等の分かりやすい形で表示される
学校カルテ（伸び分析）	昨年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）、及び今年度の生活保護・就学援助受給児童生徒割合、特別支援教育対象児童生徒割合、日本語指導を必要とする児童生徒割合を変数として制御した上で、今年度の県学力・学習状況調査結果（又はAi-GROW）における予測値を算出して、昨年度からの伸び等が過去データに基づく予測を上回る・下回るかが学校（さらに学年・学級）単位でアラートで表示される
学校カルテ（相関分析）	上記の伸び分析を行った上で、過去データに基づき、当該伸びと相関関係が特に高いと考えられるデータを分析し、有意なものがアラートで表示される

※上記は主なものであり、この他にも、今後ユースケースが追加になる可能性がある。

なお、上記はあくまでも検証の射程としてリストアップを行っているものであり、その全てを早急に検証することは、時間的・人員的な面の双

方の観点からみて、実現可能性に乏しい。

したがって、今後、分析結果等を踏まえて関係事業者とも協議を行いつつ、優先順位を定めて隨時、その一つ一つについて検証の可能性を見定めていくこととする。

（2）データベースに実装すべき機能

上記（1）の想定されるユースケースや、1. から 3. までにおいて述べた点を踏まえれば、最終的にデータベースに実装すべき機能としては、以下が考えられる。

機能	その概要
①アカウント管理／ユーザー認証	<ul style="list-style-type: none">・ユーザーID等の情報を保持し、システム管理者や権限を与えられたユーザーが登録・修正・削除等を行う。・ユーザーがデータベースを利用する際に、ID/パスワード等によりユーザーの認証を行う。
②データ取り込み／抽出	<ul style="list-style-type: none">・CSV等のデータを取り込み、自動でデータベースに反映する。・表示されたデータについて、当該項目に絞って CSV 等で抽出できるようにする。
③検索	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒や学校等を検索／選択することで、当該児童生徒や学校等に係るデータが表示される。
④リンク	<ul style="list-style-type: none">・分析結果等をクリックすると、それに関連する元データがデータベース内で表示される。
⑤校務支援システム等との連携	<ul style="list-style-type: none">・校務支援システム等で更新（登録・修正・削除等）されたデータがデータベースにも自動連携される。
⑥ダッシュボード	<ul style="list-style-type: none">・データベースが取り込んだ CSV 等のデータが、児童生徒や学級・学年・学校ごとに選択すると、本市教育委員会の職員や市立小中学校の校長等でも分かりやすいような形式で表示される。
⑦アラート表示	<ul style="list-style-type: none">・データベースが取り込んだ CSV 等のデータが、データ分析のアルゴリズム等に基づき、例えば、不登校に関する子供の SOS が発せられている可能性が高い場合などに、アラートとして表示される。
⑧アクセスコン	<ul style="list-style-type: none">・ユーザーIDに対応する職種や所属等に応じてア

<u>トロール</u>	セスできる情報を限定する。
<u>⑨アクセスログ</u>	・職員等のユーザーが行った操作関連の履歴をログとして記録・保管する。
<u>⑩セキュリティ対策</u>	・アクセスログへの不当な削除・改ざん・追加等を防止する措置やファイアウォールの設置等により、外部からの不正アクセスを防止する。
※この他にも、今後実装が必要となる機能が追加になる可能性がある。	

このうち、①から④までの機能については、データベースに標準的に備わっている機能であると考えられる。また、⑤校務支援システム等との連携機能については、今後、元データの更新がなされた際に、その都度手作業でデータベースに登録することとなれば、膨大な作業コストが継続的に発生することから、その負担を軽減する観点でもデータベースに実装することが必要である。

さらに、⑥ダッシュボード機能については、今後、本市教育委員会の職員のみならず、市立小中学校の校長等といった教育関係者もデータの分析結果等を容易に理解・活用できるようなUI等がなければ、データベースの活用は「絵に描いた餅」と化す可能性が高いことから、データベースの根幹を成す機能であると言うことができる。併せて、⑦アラート表示機能についても、実証事業の趣旨であるプッシュ型・(アウトリーチ型)支援を行う上での重要な情報であり、データベース上で、そのようなSOSが、上記の者において容易に理解・活用できるような形で表示されることが必要である。

また、⑧～⑩は非機能要件として備えておくべき、セキュリティ等に係る要件で、導入後に安定した運用を続けていくために欠かせないものであると考えられる。

このため、これらの機能については最終的にはデータベースに実装することが必要である一方で、当面は、まず、どのような手法でこうした機能が実現できるか、実現可能性について関係事業者とも協議を行いつつ、可能なものからデータベースに実装していくこととする⁴⁶。

そして、その後は、当面の実装における成果・課題等を検証しつつ、上記の最終的な姿をイメージしながら、隨時、データベースに実装していく。

⁴⁶ なお、令和5年度（2023年度）においては、⑤以外の全ての機能が実装された。

(3) データベースに搭載するデータの対象年度

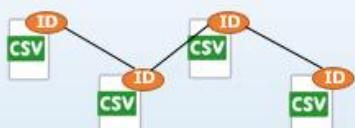
データベースで利用するデータリストの要件としては、CSV 形式である（汎用的にシステムで利用できる）ことのほか、ID で各データのリレーション（紐付け）ができること、欠損や重複が排除され、表記や入力形式が統一されていることが挙げられる。

現在、こうした観点から、以下の図のように、①汎用的にシステムで扱えない帳票形式で保存されているデータを CSV 形式に変換する、②ID が付与されていないデータに ID を付与する、③複数ファイル、複数シートにまたがって保存されているデータを 1 つに統一する、④データクレンジング⁴⁷を行う、といった作業を行っているところであり、その作業が完了したものから、隨時、データベースに搭載することとしている。

データベース用のデータリスト作成作業について

◎データベースで利用するデータリストの要件

- CSV形式である（汎用的にシステムで利用できる）
 - IDで各データ項目のリレーション（紐づけ）ができる
 - 欠損や重複、表記や入力形式が統一されている



◎データリスト作成作業

- ①汎用的にシステムで扱えない帳票形式で
保存されているデータをCSV形式に変換する

③IDが付与されていないデータに
IDを付与する



- ②複数ファイル、複数シートにまたがって保存されているデータを1つに統一する



- ③IDが付与されていないデータにIDを付与する



- #### ④データクレンジングを行う



データベースで利用するIDについては、

- 「年度」「学校」「学年」「組」「番号」の組み合わせ
 - 埼玉県学力・学習状況調査の個人番号
 - Googleアカウント
 - 住民基本台帳の宛名コード

を利用する予定だが、IDとしての情報が足りないデータは、氏名や生年月日等を用いて紐づけを行い、新しくIDを付与していく作業が必要になる。

*CSV形式とは・・・

カンマ区切りで表現できるデータの形式。
エクセル上では、下図のように1行目に項目名、
2行目以降に対応するデータが規則正しく入力
されている。（項目名が省略される場合もある）

具体的な対象年度については、現状のデータリストの整備状況や支援

⁴⁷ 一般的には、データの欠損や重複や誤記、表記の揺れや入力形式の不統一を確認、修正すること。データ分析の精度を上げたりアプリケーションで利用可能にしたりするために必要。

との接続性に鑑み、当面の作業としては、直近のデータ2年度分を対象としたデータリストの整備を優先することとする。他方で、例えば在籍している子供に係る数年前の乳幼児健診に係る情報や、在籍している中学校3年生の小学校在籍時のデータについても、分析の結果、有用な情報となる可能性があることから、優先順位を定めつつ、隨時、それ以前の年度に遡ってデータリストを整備することも検討していく。

また、令和5年度（2023年度）以降においては、データの収集方法の改善を図りつつ、隨時、最新の年度のデータリストを整備していく。

（4）データベースに搭載するデータの保存期間

データベース構築前の運用としては、データ項目ごとに、当該データを保有する保有・管理主体において、法令に保存期間の規定があるもの（例えば指導要録については5年（学籍に関するものは20年）⁴⁸、学校健診の健康診断票については5年⁴⁹）はそれに従い、それ以外のものについては、戸田市文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に基づき、当該文書の主務課の長（文書管理者）として適正に管理を行っているところである。

前述のとおり、データベースに搭載される情報のうち、こうした保有・管理主体から提供を受けたものについては、特段、それが改変される訳ではないため、データベースの取組が、その保存期間に特段の影響を与えるものではない。他方、データベースにおける分析結果等については、データベースに固有のものとして生成される新たな情報と言うことができ、したがって、その保存期間について、総括管理主体である教育政策室とし

⁴⁸ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第二十八条　学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

一～三　（略）

四　指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

五～七　（略）

②　前項の表簿（第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるものほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

⁴⁹ 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

（健康診断票）

第八条　学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

2・3　（略）

4　児童生徒等の健康診断票は、五年間保存しなければならない。ただし、第二項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

て検討を行う必要がある。

この点、データベースにおける分析結果等は、それを参考として、活用主体が当該児童生徒に対するアセスメントや支援を行うという意味で、重要な意義を要する情報であり、文書管理規程上1年保存とされている「照会、回答、報告等に関するもので軽易な文書等」又は3年保存とされている「照会、回答、報告等に関するもので5年保存を要しない文書等」「出張票等」「復命書」といった文書と同列に扱うことは適切ではない。他方、上記の指導要録や健康診断票の保存期間が5年であること、及び文書管理規程上10年保存とされている文書が「告示及び広告に関する文書等」「市議会に関する重要な文書等」といった文書であることにも鑑みれば、データベースにおける分析結果等の保存期間は5年を基本としつつ、対象となる文書ごとに、個別具体的に検討を行うことが適当であると考える。

— (5) 卒業等に際してのデータの取り扱い

児童生徒が本市の市立中学校を卒業した場合や本市の市立小中学校から他自治体等の所管する学校に転校した場合など、本市の所管する市立小中学校に在籍しなくなった場合には、「個人情報等の取扱いが必要となる場合は、政策目的に照らし、個人情報等の取扱いが必要最小限の範囲内で相当であるか否かを検討した上で取り組むことが重要である⁵⁰」という一般的な原則に照らせば、まずは保有・管理主体において、法令に別段の定めがある場合を除き、当該児童生徒に係る個人情報は保存期間が経過した場合など、政策目的上必要でなくなった段階で、個人情報としては削除・破棄することとなり、これに伴い、そこからデータベースに搭載されたデータについても同様の扱いとなる。また、データベースに固有の情報である分析結果等についても、分析の基となつた上記の情報に係る整理に併せ、個人情報としては削除・破棄することとなる。

他方、例えば学校教育法施行規則上、「校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない」とこととされており、こうした法令に基づくデータの引き継ぎについてはこの限りではない。また、例えば「不登校になった児童生徒が、その以前に、あるアンケートの特定の項目にどのような回答をしていたか」といった傾向については、

⁵⁰ 「個人情報等の適正な取扱いに関する政策の基本原則」（令和4年5月25日個人情報保護委員会）参照

氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積することで、より精度の高い分析が可能となり、したがつて子供達たちへのより的確な支援につなげられる意義を有している。

このため、こうした場合においても、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した情報としてデータを蓄積し、分析することにより、誰一人取り残されない、子供達たち一人一人に応じた支援につなげる方策についても、今後検討していくこととする。また、個人情報としてのデータの引き継ぎについては、まず、どのような制度上・運用上の課題があるかについて整理を行った上で、制度上の課題に関わるものについては、国とも問題意識を共有することとする。

— (6) データベースの活用

データベースの活用については、上記(1)の想定されるユースケースを基に、具体的な活用について検証を行っていくことになるが、データベースに搭載されている個人情報については、公益性の高い目的の下、守秘義務のある地方公共団体や学校の教職員がその業務の範囲で取り扱うものであり、安易に外部に提供することには極めて慎重であるべきである。

他方で、データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにするオープンデータの取組は、行政の高度化・効率化・透明性向上とともに、官民協働での諸課題の解決、これらを通じた社会全体の生産性向上に資するものであるため、地方公共団体においても、サイバーセキュリティや個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、公共データの公開及び活用を進めることが求められている⁵¹。例えば、個人情報ではなく、データベース構築に際して本市が利用したデータフォーマットについて公開したり、個別のデータ項目の標準化の手法を公開したりすることは、今後、他の自治体が同様の取組を進めようとする際に同様の作業をゼロから始める手間を省略できることや、学術研究機関や民間事業者等（以下「学術研究機関等」という。）において同様のデータフォーマットを採用している自治体間の比較をすることが容易になるといった効果が期待されることから、積極的に進めていくこととする。

また、学術研究機関等とのデータ共有の在り方についても、データの利活用と個人情報の保護の双方のバランスを図る観点から検討を行う必要

⁵¹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

がある。現在の運用としては、教育データを本市から学術研究機関等に提供する場合には、貸与データや利用目的、貸与期間、貸与データの管理、秘密保持等について定めた覚書等⁵²を当該学術研究機関等と個別に締結し、それに基づいて申請書兼誓約書を提出させた上で、承認した場合に貸与を行っている。さらになお、当該データについてはが個人情報保護法第69条、第70条、第71条に基づきに該当する場合には、市個情条例に基づき審議会へ諮問を行い、承認を得た場合には、提供を行っている。

この点、デジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法（地方公共団体に係る改正部分）第69条第2項第4号においては、「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき⁵³、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」は、地方公共団体による個人情報の臨時的な目的外利用又は外部提供が可能とされている⁵⁴。他方で、学術研究機関等がデータを利活用する目的としては、前述のように規定されている、専ら統計の作成又は学術研究の目的といったものが主であり、また、データベースの活用についても、児童生徒個人への支援ではなく統計的な傾向の分析や効果の検証が主として想定され、その限りにおいては、児童生徒が特定される個人情報としての提供が必要とは必ずしも考えられない。仮に、こうした学術研究目的での分析の結果を児童生徒個人への支援に活用しようとする場合には、地方公共団体において、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で学術研究機関等に提供し、分析結果の提供を受けたデータと、こうした削除を行う前の元データを照合することで対応が可能であると考えられる。

また、現行の個人情報保護法において、個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、同法の規

⁵² 覚書等のサンプルについて、参考資料参照。

⁵³ 「保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としたものである。」とされている。（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（令和4年2月（令和4年10月一部改正）個人情報保護委員会事務局））

⁵⁴ ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされている。

定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならないものとされているものの、地方公共団体から個人情報を学術研究機関等に提供することにより、個人情報の漏えい等のリスクが生じる可能性を完全に排除することはできない。

こうしたことから、本市から学術研究機関等にデータを共有するに当たっては、氏名等の単体で個人を識別することができる記述等を削除した上で提供することを基本としつつ、個別に覚書等の締結の過程において学術研究機関等と調整を行うこととする。

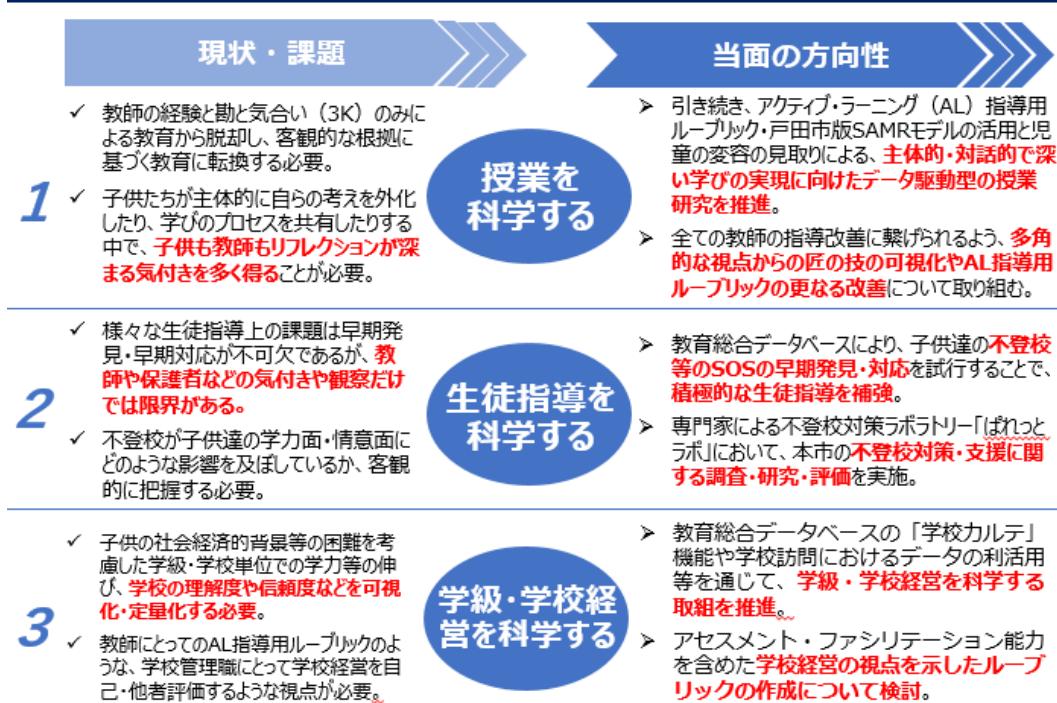
IV. 今後の方向性

1. 教育データ利活用の方向性

データベースを含め、今後の教育データ利活用の方向性としては、大別して、①授業を科学する、②生徒指導を科学する、③学級・学校経営を科学する、の3つを進めていくこととする。

その全体像は以下のとおりであり、まず、①授業を科学するについては、現時点においては、鮮度・頻度の高い標準化された学習データがないことから、データベースの対象とはせず、まずはどのような学習データが蓄積できるかを研究していくこととする。具体的には、埼玉県学力・学習状況調査において児童生徒の学力を伸ばしている教師にヒアリングを行った上で、その指導の工夫を言語化した「アクティブ・ラーニング指導用ループリック」の更なる改善や、例えば発話記録等による児童生徒の発話と教師の指導との関係といった情報から、優れた教師の指導方法を分析する「匠の技の可視化」といった取組を通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に向けたデータ駆動型の授業研究を推進していくこととする⁵⁵。

当面の取組の方向性



⁵⁵ 詳細については、「学校現場におけるデータの利活用及び匠の技の可視化について」(アドバイザリーボード (第2回及び第5回) の資料を資料2)
(https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/115516_232461_misc.pdf) 参照。

次に、②生徒指導を科学するについては、データベースの取組により、不登校、いじめ等に関し、子供達たちの SOS が事前に何らかの兆候として現れていないか。それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができるいかといったことを検証することを通じて、積極的な生徒指導を補強していくことを目指す。それに加えて、外部研究員等から構成される不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」において、本市の不登校対策・支援に関する調査・研究・評価や、アンケート等を活用した調査・分析・予兆の発見、不登校と学力面・情意面との関連に係る研究等を行っていく。

最後に、③学級・学校経営を科学するについては、データベースの学校カルテ機能を通じて、単なる平均点や平均正答率にのみ着目することから脱却し、困難な状況にもかかわらず成果を挙げている学校には、共通する特徴があるのではないか、またそうした傾向の分析により、継続的改善や横展開のためのフィードバックが提供できないかといったことを検証していく。併せて、例えば以下の図のように、学校訪問等の機会において、埼玉県学力・学習状況調査や本市が独自に行っている「授業がわかる調査」の結果をはじめ、データベースを活用しながら分析し、学校現場と共有・意見交換を図る取組を通じて、多角的な視点から学級・学校経営を捉え、その改善を図っていくこととする。

令和4年度：学校訪問時のデータ活用

埼玉県学調の児童生徒質問紙より抽出した以下の項目、及び授業がわかる調査のデータを集計し、**学校訪問時に、各校の傾向を管理職に共有。**

埼玉県学調の児童生徒質問紙

- ① 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していますか。
- ② 学校の先生たちは自分のよいところを認めてくれましたか。
- ③ 授業で課題を解決するときに、みんなでいろいろな考えを発表すること（がよくありましたか）。
- ④ 授業の始めに、今日はどんな学習をするのかつかんでから学習に取り組んだこと（がよくありましたか）。
- ⑤ 授業の始めには気が付かなかった疑問が、授業の終わりに、頭に浮かんできたこと（がよくありましたか）。

授業がわかる調査

- ① 授業がわかりますか。 ③ （探究心に関する質問） ⑤ （協働意識に関する質問）
- ② 授業が楽しいですか。 ④ （社会貢献意欲に関する質問）

○教育委員会から学校へのメッセージ

- ・**多角的な視点**から、データを捉えてもらいたい
- ・**子供目線**で、取組を振り返ってもらいたい

○学校経営をデータから捉える（学校カルテ）

- ・年度間、学年間の傾向の変化
- ・学力だけでなく、学校の雰囲気や授業の質（学校の理解度・信頼度）

○継続的な授業改善のためのシステムづくり



2. 施策の充実の方向性

これまで述べてきた、データベースなど教育データ利活用の取組が真に効果を挙げるためには、こうした授業、生徒指導、学級・学校経営をデータで「科学」する取組に加えて、不登校を「支援」することや、学校管理職のリーダーシップを向上させるといった施策自体の充実にも、併せて取り組んでいく必要がある。

この点、本市教育委員会においては、令和4年度（2022年度）から、「戸田型オルタナティブ⁵⁶・プラン～誰一人取り残されない教育の実現～」として、従来からの不登校施策であった、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置、中学校における「さわやか相談室」の設置、教育支援センター「すてっぷ」の民間委託による運営、SNSによる教育相談といったことに加え、**新たに**、小学校における戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」の設置⁵⁷、埼玉県教育委員会と連携した県立戸田翔陽高校内不登校児童生徒支援教室「いっぽ」の設置、NPOと連携したシェア型オンライン教育支援センター「room-K」における教育相談・学習支援、**教育支援センター「西すてっぷ」**の設

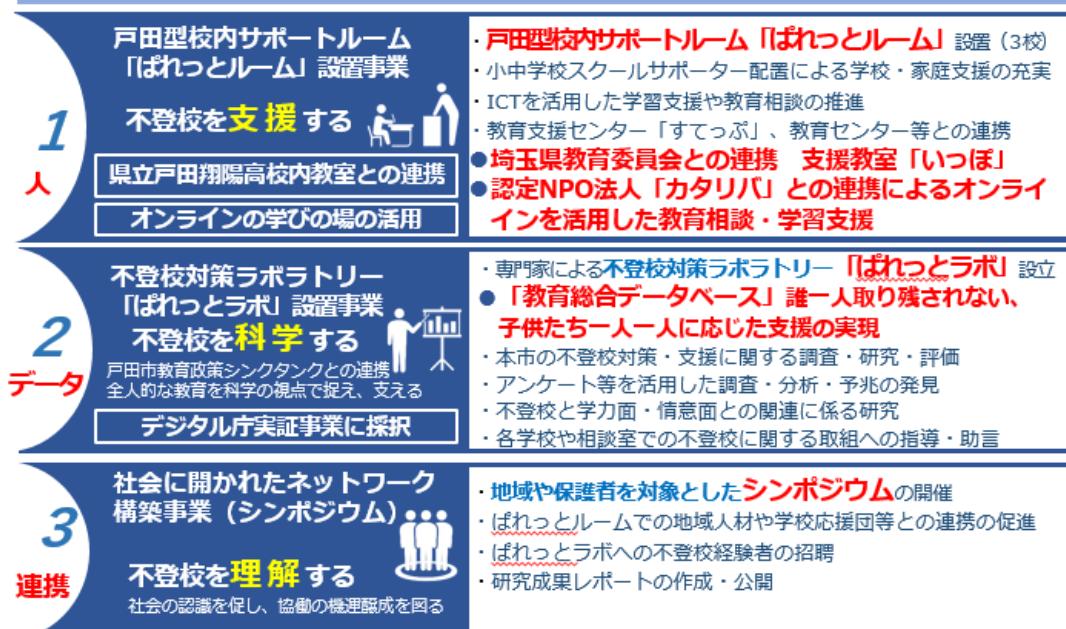
⁵⁶ 「オルタナティブ」には、「代替の」「新たな」という意味があり、「こども達に新たな居場所を」という願いをこのプランに込めている。

⁵⁷ 令和4年（2022年）4月時点では3校。その後、同年11月から全12校に拡充。

置など、不登校を「支援」するための施策の一層に充実に取り組んでいるところである。

戸田型オルタナティブ・プラン～誰一人取り残されない教育の実現～

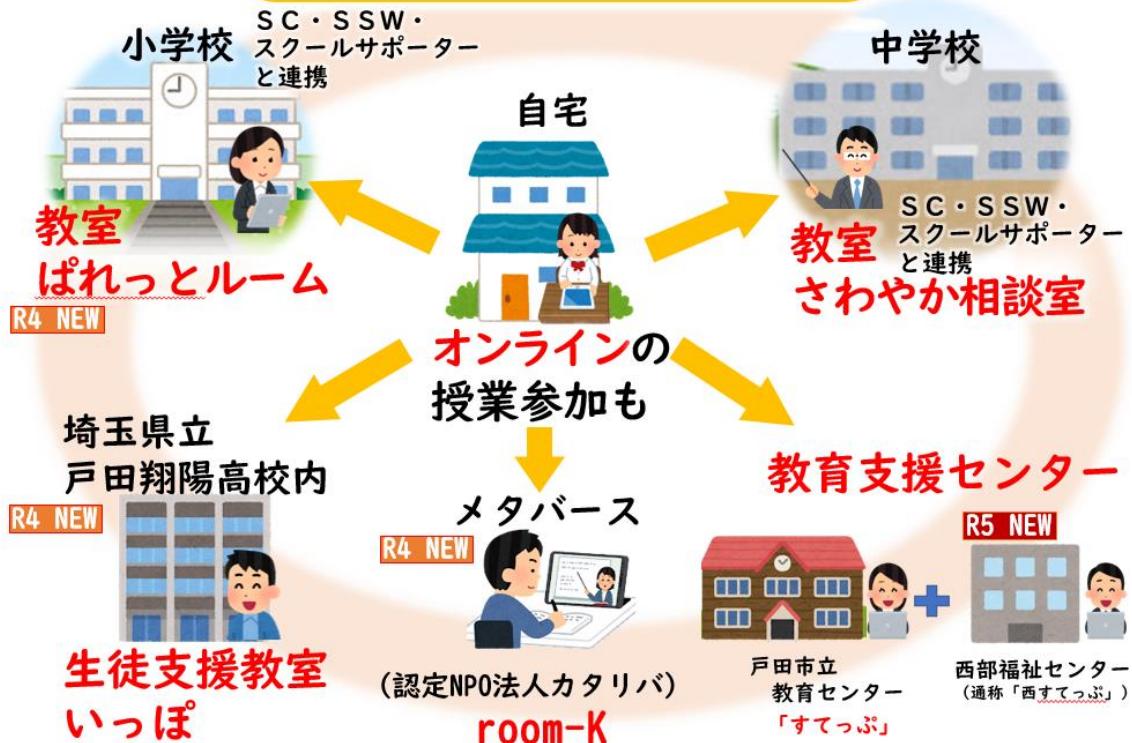
- ◆小さなサインを「科学の視点」で見つけ出す
- ◆「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な支援」のための選択肢



子供が学校や社会に合わせるのではなく、むしろ学校や社会が子供のニーズに合わせて変わっていくべきではないか。そういった考え方の下で、「不登校」と言ってもその要因も状況も異なる子供達一人ひとりに応じた、多様な学びの場の選択肢を用意していくことを目指している。



多様な学びの場の選択肢



また、同じくデータベースの具体的な活用イメージの1つである、学校カルテによる現場への継続的改善のためのフィードバックに関しては、学校を取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、校長をはじめとする学校管理職のリーダーシップが、あらゆる教育改革・学校改革の成否を握る重要な要素になってきていることや、学校管理職のマネジメント能力に加え、アセスメントやファシリテーションの重要性が謳われていることも踏まえ、学校管理職にとって日々の学校経営の実践を振り返るための視点（物差し・レンズ）を示した「学校経営ループリック (第一版)-(仮称)」を今後、令和5年（2023年）3月に本市教育委員会として策定したところであり、これに基づき、学校現場へのフィードバックを行っているところであるすることとしている⁵⁸。

⁵⁸ 詳細については、「学校経営ループリック (仮称)について」（アドバイザリーボード（第4-3回）資料3-2）

（https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/134180_281259_misc.pdf https://www.city.toda.saitama.jp/uploaded/life/120861_254064_misc.pdf）を参照。

戸田市版学校経営ルーブリック（第1版）について

○**学校経営の実践において参考すべき視点（物差し・レンズ）**である「戸田市版学校経営ルーブリック」の第1版を、校長等ヒアリングでの意見を基に作成、市内全校と議論し修正を経たものとして、以下のとおり定める。

○本ルーブリックは、令和5年度の学校訪問や研修等の機会を捉えて、**学校管理職や学校組織全体として日々の実践を振り返り、改善するために試行的に活用**し、そこでの成果や課題等を踏まえて更なる改善を図る。

1 ビジョナリーとしての管理職

- ✓ 子供の姿を含めた学校経営のビジョンを明文化し、自分の言葉で語り、状況の変化に応じて見直しているか。
- ✓ 日々の教育活動の中で、ビジョンが共通言語として教職員や子供に参照される仕組みを意図的に作っているか。
- ✓ ビジョンに相反する事象を、データも使いながら特定し、課題を踏まえて定期的に改善に繋げているか。

2 カリキュラム・デザイナーを束ねる管理職

- ✓ ビジョンを反映した教育課程の編成に加え、その実現に向け産官学や地域の資源を積極的に活用しているか。
- ✓ 主体的・対話的で深い学びやICTのマストアイテム化の全校的な実現に向けた具体的な仕掛けを作っているか。
- ✓ 校内研修等を通じて、授業を軸とした同僚性の構築や教科・学年等の縦割りを超えた知の共有を図っているか。

3 マネージャーとしての管理職

- ✓ ビジョンを実現するため、個々の教職員が相乗効果として力を発揮できる学校組織を柔軟に構築しているか。
- ✓ 教職員の負担の平準化や業務改革など働き方改革により、子供と向き合う質の高い時間の確保に繋げているか。
- ✓ 小さなSOSを見逃さず未然防止を図るとともに、危機管理の場面では迅速かつ的確な意思決定をしているか。

4 ファシリテーターとしての管理職

- ✓ 教室等で起きている課題を自ら直視し、学びの状況や指導についてのフィードバックを教職員に行っているか。
- ✓ 教職員の個々の状況に応じ、対話と奨励など成長のためのサポートを適切なタイミングで提供しているか。
- ✓ 自分にしか出来ない付加価値の創出と、自分が異動しても続く持続可能性の確保のバランスを図っているか。

5 パッファーとしての管理職

- ✓ 積極的な情報発信や家庭・地域の声への傾聴に加え、学校運営に巻き込む仕掛けを意図的に作っているか。
- ✓ 国や教育委員会の施策の動向にアンテナを張り、必要に応じて学校経営や日々の教育活動に反映しているか。
- ✓ 学び続けることを通じて、自己を客観視・アップデートするとともに学校経営を多角的な視点から見ているか。

このように、データベースの構築と並行してを待つことなく、様々な施策の充実に取り組んでいるところであり、今後は、教育データの利活用を通じて見えてきた成果や課題、学校現場からのニーズ等を踏まえつつ、これらの施策自体の一層の充実や見直しに努めていくこととする。

また、その際、教育データの利活用により、誰一人取り残されない、子供達たち一人一人に応じた支援の実現という目的にどの程度寄与することができたかという、政策効果の検証についても、適切な指標を設定しつつ、有識者の助言も得ながら行っていく⁵⁹。

⁵⁹ 例えば、戸田型校内サポートルーム「ぱれっとルーム」については、外部研究員等から構成される不登校対策ラボラトリー「ぱれっとラボ」において、データに基づいて取組の効果検証を行うとともに、「ぱれっとルーム」のより効果的な活用について指導・助言を行うこととしている。

V. おわりに

データは、教育の未来を切り拓く鍵になる。

本市においては、こうしたデータの可能性を信じ、誰一人取り残さない、子供達たち一人一人に応じた支援の実現に向けて、教育データの利活用を推進してきた。

他方で、教育データの利活用に当たっては、様々な「壁」がある。

デジタル化もされていない膨大な紙の書類が散らばっているという「紙の壁」。そして、各データがそれぞれの政策目的（分野）に応じ、部局／機関、情報システムごとにバラバラに保存されているという「分野・組織の壁」。さらには、「データ利活用は危ないものだ」「なくても何も困っていない」といった「意識の壁」。

こうした「壁」を打破し、現象が発生してから、断片的・部分的な情報に基づいて対応する「後手」の対応から、こうしたデータのうちそれぞれの目的に応じて必要となるものを、個人情報の保護措置を講じた上で連携させ、子供達たちのSOSを早期発見することでプッシュ型の支援を行う、いわば「先手」の対応に転じていく必要があるのではないか。

令和5年（2023年）4月に創設された「こども家庭庁」に係る令和5年度概算要求においては、「潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、アウトリーチ支援につなげるための情報・データ連携について、デジタル庁や内閣府における検討の成果や課題を引き継ぎ、データ連携を進める際のガイドラインの策定や個人情報の適正な取り扱い等について、検討を行う。また、全国への横展開を見据え、地方自治体における実証事業を実施する。」こととされていました⁶⁰。また、令和5年度補正予算においては、「地方公共団体において、今後のガイドライン作成に活用できるよう、こどもデータ連携の実証事業を実施することを通じて、地方公共団体の様々な創意工夫によって生まれる知見を得るとともに、取組を汎用的な形で広げるためのモデルの検証・課題抽出を行う。実証事業で得られた成果等を基に全国の地方公共団体の取組に資する知見を整理しガイドラインへの反映を図るとともに、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化との対応関係や、個人情報の適正な取扱いの確保等の課題を調査・整理し、対応方策等を検討する。」こととされている⁶¹。

⁶⁰ その後、当該予算が内閣府の令和4年度第2次補正予算として計上された。

⁶¹ 令和5年度こども家庭庁関連補正予算の施策集（令和5年11月29日）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/2d173a5c/20231129_policies_budget_14.pdf

データ連携を進める際のガイドラインの策定や、全国への横展開に向けて、「いま、困っている子供達たちを救うために、データの力で何か支援等が出来ないか」と感じておられる自治体等の関係者の方々にとって、本ガイドラインが何かのお役に立てることを願っている。

そして、「経験、勘、気合い」といった「3K」のみの指導から脱却して「根拠、検証、科学」の「新たな3K」へと今までに船出し、教育改革の「ファーストペンギン」を目指し続ける、本市の挑戦にこれからも注目、応援をいただければ幸いである。

参考資料

※以下は、あくまでもサンプルであり、記載内容は個別の事情により異なる。

※最低限、個別に記載を変更すべき箇所は、灰色網掛けとしている。

共同研究「●●」に関するデータ貸与に係る覚書

戸田市教育委員会 教育長 (氏名) (以下「甲」という。) と (産官学名) (役職) (代表者氏名) (以下「乙」という。) は、共同研究「●●」に関するデータの貸与にあたり、次の各条のとおり覚書(以下「本覚書」とする。)を締結するものとする。

(定義)

第 1 条 本覚書における「分析成果」とは、本覚書に基づき乙に貸与されるデータ(以下「貸与データ」という。)を用いた分析により得られた成果であり、第 2 条に規定する貸与データの利用目的に關係する著作物をいう。

(貸与データ等)

第 2 条 甲は、共同研究「●●」に関する自らが保有するデータについて、次の各号によって、乙に貸与する。

(1) 貸与データ	共同研究「●●」(以下「共同研究」という。)において必要となる、(貸与データの種類)(児童生徒の氏名、生年月日等個人を特定する情報は除く。)。
(2) 貸与データの利用目的	(利用目的)
(3) 貸与データの利用場所	別紙のとおり
(4) 貸与に当たって乙の負担する経費	0 円
(5) 貸与データの形式	Excel 等電子データ

(貸与期間)

第 3 条 貸与データ等を貸与する期間(以下「貸与期間」という。)は、本覚書締結日から令和●年(20●年)●月●日までとする。

2 甲乙協議の上、貸与期間を延長することができる。

(分析担当者)

第 4 条 乙は、乙が別表に掲げる者を分析担当者として、貸与データを用いた分析に従

事させができるものとする。

- 2 乙は、分析担当者の追加又は変更等で別紙及び別表の記載事項に変更が生じる場合は、あらかじめ甲に書面により通知するものとする。

(分析担当者の監督)

第5条 乙は、貸与データ等の取扱いについて、本覚書の趣旨にのっとり、厳重な秘密の保護を求めるため、分析担当者から誓約書(様式)の提出を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により分析担当者から誓約書の提出を受けたときは適正に保管し、甲からの申し出があった際には、その写しを提出しなければならない。ただし、次条第3項により、契約書の写しを甲に提出する委託先の第三者については、誓約書の提出は求めないものとする。
- 3 乙は、その取り扱うデータの適切な管理が図られるよう、分析担当者に対して、第10条第2項により講ずることとした措置の周知及び遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 4 甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、本件個人情報等又は特定個人情報の管理状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立入調査をさせることができるものとする。
- 5 前2項の規定は、再委託先並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

(利用の制限)

第6条 乙は、貸与データを、第2条で示す利用目的の範囲外で自ら利用し、又は第三者に再貸与、譲渡その他の方法による提供をしてはならない。この覚書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、本覚書に基づき貸与されたデータを、本覚書の目的に沿った分析を行う場合に限り、分析担当者に再貸与することができる。その場合においては、全てのデータの安全が図られるよう再貸与し、再貸与を受けた分析担当者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 乙は、第2条(2)に定める目的で行う調査業務の一部を第三者へ委託する場合は、第1項の規定にかかわらず、委託先の第三者へ調査に必要なデータを提供することができる。その場合において、乙は、委託先の第三者に対し、貸与データの適正な管理のために必要な指示監督を行うものとし、乙と委託先の第三者との間で締結する貸与契約書の写しを甲に提出することとする。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、貸与データについて、き損等に備え重複して保存する場合又はデータを送信先と共有しなければ目的を達成することができない場合以外には、複製、持ち出し、送信その他データの適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(成果物の帰属)

第8条 分析成果の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するデータベースの著作物の著作権及び外国における著作権（同法第27条の翻訳権、翻案権等を含む。）に相当する権利を含む。）は、乙に帰属することとする。ただし、分析成果については、甲に提供するとともに、これを無償で使用できるものとする。

(成果物の公表)

第9条 乙は、分析成果の公表にあたっては、児童生徒、教師及び学校等が特定できないよう配慮するとともに、公表内容について甲に対して事前に十分な時間をもって報告することとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、貸与データの利用に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は、第2条で示す利用目的の範囲外で利用してはならない。この覚書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、貸与データを用いた分析を行うに当たっては、十全なセキュリティ対策が施されたネットワーク及びコンピュータを用い、必要に応じて当該データの電子ファイルを暗号化する等、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項及び前項の規定は、貸与データを用いた分析により得られた中間生成物（以下「中間生成物」という。）についても同様とする。
- 4 次の各号の一に該当する資料及び情報は前各項の規定を適用しないものとする。
 - (1) 既に公知のもの、又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となつたもの
 - (2) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (3) 甲から書面により開示を承諾されたもの
 - (4) 乙が貸与データによらず独自に開発し又は知り得たもの
- 5 甲は、乙が正当な理由なくして、第1項及び第3項に規定する条項に違反したとき、又は第2項の規定の違反により損害が生じたときは、乙に対し損害賠償を請求できるものとする。
- 6 乙は、自らの責めに帰すべき情報の漏えい又は不正使用があった場合は、これによ

り生じた一切の損害について、賠償の責めを負うものとする。

(紛失等)

第11条 乙は、災害又は事故により貸与データを紛失した場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

2 乙は、前項のほか、自らの不注意などにより貸与データを紛失した場合、情報が漏えいしていることが判明した場合、又はその恐れがあることが判明した場合は甲に報告し、その指示に従うものとする。

(利用後の処理)

第12条 乙は、貸与データの貸与期間終了後、貸与データ及び中間生成物を消去又は廃棄又は返却し、その旨を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、貸与期間中であっても、甲から貸与データ及び中間生成物を消去又は廃棄及び返却の求めがあった場合は、これに従わなければならない。

(調査等)

第13条 甲が貸与データの利用状況及び管理状況について乙に対して調査し、報告を求めることができる。

2 前項に基づき、甲が乙へ調査等を求めた場合には、乙は、これを拒まないものとする。

(覚書の解除)

第14条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本覚書を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本覚書に関し、不正又は不当な行為をしたとき
- (2) 相手方が本覚書に違反したとき

(覚書に違反した場合の措置)

第15条 甲は、乙が本覚書に違反し、又は乙に本覚書の解除に当たる事由が存すると認められた場合は、本覚書の解除の有無にかかわらず、以下の措置を執ることができ。また乙は、本覚書の終了の有無にかかわらず、事後、この措置が適用されることに同意する。

- 一 乙に対して貸与データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させること
- 二 乙の氏名及び所属機関名を公表すること
- 三 乙に対して一定の期間又は期間を定めずに貸与データを貸与しないこと

- 2 前項において分析担当者が違反した場合であっても、乙において分析担当者の監督における故意又は過失が認められる場合は乙を違反者として取り扱うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、分析担当者が故意又は重大な過失により本覚書の遵守事項に違反したと認められた場合は、甲は分析担当者の氏名及び所属機関名を公表することができる。

(損害賠償)

第16条 甲は、第10条に定めるほか、乙の故意又は重大な過失に基づく本覚書上の義務の不履行によって損害を被ったときには、その賠償を請求できるものとする。

(免責)

第17条 乙は、貸与データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を被る事態が生じたとしても、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとする。

- 2 甲は、乙が貸与データを利用することにより第三者との間で権利侵害等の問題が生じたとしても、一切の責任を負わないものとする。

(覚書の有効期間)

第18条 本覚書の有効期間は、第3条に定める期間と同一とする。

- 2 前項にかかわらず、本覚書の失効後も、第8条から第12条まで、第16条及び第17条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第19条 本覚書に定めのない事項について、これを定める必要があるとき、又は本覚書の規定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 埼玉県戸田市上戸田1丁目18番1号

戸田市教育委員会

教育長 (氏名) 

(乙) (所在地住所)

(産官学名)

(役職) (代表者氏名) 

(様式)

令和 年 月 日

誓 約 書

(産官学名)

(役職) (代表者氏名) 殿

_____(分析担当者) 印

戸田市教育委員会 教育長 (氏名)との共同研究「●●」において、戸田市から貸与されるデータを用いた分析に従事することとなりました。

については、本分析で扱うデータには、厳重な秘密の保護を要求されることに留意し、下記事項について誓約致します。

記

- 1 戸田市教育委員会 教育長 (氏名)と(産官学名)(役職)(代表者氏名)氏が令和 年 月 日に締結した「共同研究「●●」に関するデータ貸与に係る覚書」に規定する事項を遵守し、データは適切に取り扱うこと。
- 2 データの分析の処理上知り得た事実、その他の分析中に知り得た情報の一切について、分析期間であるか否かにかかわらず、第三者に漏らさないこと。
- 3 (代表者氏名)氏の指示なく、データを持ち出し、転写し、若しくは貸出し、または第三者に閲覧させないこと。
- 4 データを用いた分析を行うに当たっては、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じること。
- 5 データは、紛失ないよう慎重に取り扱い、事故が生じたときは、速やかに(代表者氏名)氏の指示を仰ぐこと。

以上

別紙 (第2条(3)関係)

貸与データの利用場所 一覧

××大学 △△研究室

別表（第4条関係）

分析担当者

氏名	所属部局・職名	貸与データを用いた分析における役割